

会 議 録 目 次

平成 1 3 年 第 4 回 海 田 町 議 会 9 月 定 例 会 （ 第 1 日 目 ）

平 成 1 3 年 9 月 4 日 （ 火 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 議

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	4
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
	（ 3 ） 報 告 第 9 号 損害賠償額の決定について	
日程第 4	同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…	1 7
日程第 5	認定第 1 号 平成 1 2 年度決算の認定について……………	1 9
日程第 6	認定第 2 号 平成 1 2 年度海田町水道事業会計決算の認定について	3 2
日程第 7	一 般 質 問 ……………	3 6
	（ 延 会 ）……………	8 9

平成13年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年9月4日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月4日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

15番 田 中 千 代
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 天 |
| 助 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池の本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事
兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 長 補 佐 | 望 月 俊 治 |
| 税 務 課 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | 永 海 房 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 主 幹 | 大 久 保 裕 通 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~


日から１８日まで、建設産業委員会が所管事務県外調査を実施され、委員会報告書が提出されております。また、５月下旬に実施されました、福祉厚生委員会所管事務調査の報告書も提出されておりますので、あわせてご参照ください。

次に、７月３１日から８月１日まで、安芸郡町村議会議長会の正副議長等研修会が実施されました。

続きまして、８月２３日から２４日まで、総務文教委員会が所管事務調査を実施されておりますが、この報告は１２月定例会で行うことといたします。

次に、７月２５日に安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会が開催されておりますので、議会の概要について安芸地区衛生施設管理組合議会議員の助役から、報告を求めることにいたします。助役。

○助役（石原） 去る７月２５日に、安芸地区衛生施設管理組合の臨時議会が開かれました。議題は報告が１件、議案が５件でございます。

まず、報告案件でございますけれども、専決処分をいたしました広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加、及びこれに伴う組合規約の変更でございまして、新たに広島中央広域行政組合を加入させるというものでございます。

続きまして、議案の方でございますが、この臨時会では職員の再任用に関する条例の制定外４件の議案が上程されました。

まず、第３号議案、職員の再任用に関する条例の制定につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、新たな再任用制度の導入を行うため、国の準則に基づき条例を制定したものでございます。

次に、この職員の再任用に関する条例の制定に伴いまして、関連する４条例の一部を改正するもので、第４号議案から第７号議案により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の給与に関する条例及び組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正が、いずれも原案どおり全会一致で可決されましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（河野） 以上で、議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、また、早朝よりご参集いただきまして大変ありがとうございます。

６月定例議会後の行政執行の状況について、ご報告を申し上げます。

まず、昨年１１月に策定されました、広島県市町村合併促進要綱に基づく基本的組合わせの勉強会を設立したい旨、７月２日に広島市から申し出があり、了承をいたしました。勉強会は、府中町を除く１市３町となりましたが、９月中に開催される予定となっております。

また、もう一つの合併パターンであります３町の組み合わせにつきましては、安芸郡陸地部３町合併調査研究会を発足させ、去る７月１６日に、各首長出席のもと第１回の会議を開催し、今年中に各町の行政比較資料を作成することを各首長で申し合わせ、現在、調査を進めているところでございます。

次に、今年の梅雨時期の雨の状況でございますが、６月５日の梅雨入りから７月１９日の梅雨明けまでの４５日間の総雨量は４７８ミリで、ほぼ平年並みで、幸いにも大きな被害は発生いたしておりません。

また、８月５日未明に発生しました日ノ浦山の林野火災は、消防署及び消防団の懸命な消火活動により１６時３０分に鎮火し、焼失面積は約７．５アールでございました。

なお、これから本格的な台風シーズンを迎えますので、今後も引き続き防災対策に万全を期して、災害防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、８月４日には、海田の夏祭りとして定着した「フェスタひまわり」が開催されました。この祭りも今年で１５回目を数えております。海田町民はもとより、近隣市町のたくさんの方々にも楽しんでいただき、幅広い交流の輪が広げられ、有意義であったものと思います。また、この祭りの企画進行をされました実行委員会の皆さんをはじめ、ご協力をいただきました各方面の方々に心から感謝を申し上げます。

次に、６月１０日には、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンとして、瀬野川などの河川と町内一斉の清掃奉仕作業を多数の町民のご協力により実施いたしました。今回も、中学生や高校生２３０名の参加があり、若い方がボランティアで環境美化活動をされることを大変うれしく思っております。また、収集した缶の量は、年々減少傾向にあり、皆さんのマナーがよくなっているのを実感しているところでございます。このようなごみのない美しい状態がいつまでも続くよう、今後も環境美化意識の高揚と、地域での実践活動の定着化を図ってまいります。

続きまして、都市計画道路新開蟹原線の計画変更についてでございますが、平成元年南本町地区から工事に着手し、現在大立町地区の山陽団地からおりたところまで、ほぼ完成をいたしてまいりました。引き続き整備を予定しております西浜、浜角、蟹原地区の

区間については、道路構造基準の変更などに伴い、交差点処理のため右折車線の設置及び一部計画区域を都市計画変更するため、6月27日に海田中学校において、都市計画道路広島西条線及び都市計画道路堀川曾田線の地元説明会をあわせて開催いたしました。なお、出席者は56名でございます。また、都市計画道路新開蟹原線外2路線の都市計画変更の縦覧を、8月20日から9月3日まで実施いたしました。

次に、海田総合公園の第2期整備事業についてでございますが、7月19日に東自治会館において、関係者及び地権者の方々に集まっていただき、事業実施のための説明会を開催いたしました。なお、出席者は31名ございました。今後は、用地測量等を行い第2期分の事業に着手してまいります。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、事業を円滑に進めていくため、5月に引続き、7月9日に土地区画整理審議会委員の選挙の流れと、土地利用意向調査の内容についての事業実施説明会を開催いたしました。出席者は8名で、欠席された方につきましては、個別にお伺いして説明をいたしております。

また、これと並行して換地設計の参考とするため、土地所有者及び借地権者の方に対して、現状の土地利用や権利関係の実態のほか、整理後の土地利用の意向等について個別にお聞きをする土地利用意向調査を行っております。

次に、去る6月8日、大阪府の小学校で多数の児童が殺傷されるという、あまりにも痛ましく決して許されない事件が発生をいたしました。本町では、この事件を踏まえ、これまで児童生徒の安全確保について緊急に取り組むべき対策といたしまして、学校の出入り口を原則閉鎖するなど8項目の安全管理対策を定めて対応してまいりました。

また、今議会に、すべての小・中学校へ緊急警報システムを設置するとともに、学校・保育所及びそれら周辺の巡回警備をするなど、一連の補正予算を提案しておりますのでよろしくお願いをいたします。

また、8月25日、広島厚生年金会館で行われました第42回全日本吹奏楽コンクール中国大会において、海田中学校吹奏楽部が広島県の代表として出場をし、中学校の部で金賞に輝き、2度目の全国大会出場が決まりました。全国大会は9月29日に東京で開催されます。中国地区の代表として、悔いの残らない精いっぱいの演奏ができるよう頑張りたいと思います。

以上、簡単でございますが、行政執行の状況の主なものについてご報告いたしました。

今議会には、報告1件、同意1件、決算認定2件、契約認定1件、条例改正3件、補

正予算2件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第9号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第9号、損害賠償額の決定について。上市地内で発生した人身事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）報告第9号、損害賠償額の決定について。損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。

債権者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇さん、損害賠償額は29万539円でございます。専決処分の年月日は、平成13年7月25日でございます。

事故についてご説明いたしますと、平成13年4月2日午前9時50分ごろ、海田町上市9番株式会社三戸製作所前で、職員の運転する公用車が停車し、職員が作業のため降車しようとして運転席側のドアをあけたところ、後方から来た相手方の自転車に接触し、転倒され、腕を打撲されたことにより発生したものでございます。

損害賠償額の内訳としましては、治療費13万4,739円、慰謝料15万5,800円、合計29万539円でございます。過失割合につきましては、当方10割とし損害額の全額を損害賠償額と決定いたしております。これにより専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われる損害賠償金につきましては、全額自動車賠償責任保険から補てんされます。

公用車による交通事故につきましては、日ごろから職員に対し注意を喚起しているところでございますが、今後ともこのような事故を起こさないよう指導をしてまいりたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番佐中です。毎回のように、こうした損害賠償の議案が、あるいは報告がなされるわけですが、230人弱の職員がおる中で、たびたびこういうことを議

会に出されること自体が、私は異常じゃと思うんです。職員の教育とかあるいは管理について、職員の中にも健康管理にいろいろな問題がある、健康管理が十分なされてない、また、含めてこのような報告として出されること自体が職員に対する教育やあるいは指導が徹底されてないというような、毎回、このような事故がないようにという報告があるわけですが、ずっと重ねて議会があるたびにあるんですが、もう少し教育の方法を改善したらというように思うんですがいかがですか。お尋ねをいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）教育の方法でございますが、現在では、職員通信とか車の管理をしておるそれぞれの課で当たっておるわけなんですけど、今後そのような教育について、もう一度見直しをしてまいりたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）今回の人身事件と言うか事故ですね、過失相殺割合が100%だと。10割だと。全く言うところがないというように思うんです。不可抗力じゃというところが多少あってもいいと思うんですよ、職員はそれだけ気をつけてやっておるという。過失相殺割合が100%というのは、全く職員がその気がないということを証明しておるんじゃないですか。そうした教育や指導、再度徹底してほしいと思うんですがどのように今後されますか、お尋ねします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）安全運転につきまして、どのようにされるかということでございますが、毎回このような事故が起きておると、非常に心苦しいわけなんですけど、今後職員研修、関係者を集めての研修等をやっていきたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）町長、不可抗力であれば、町長の判断で個人に責任を問うことができるんです。この点について、町長、多少なりともその辺を考えられたかどうか。そのことによって職員の意識が向上し、自らの責任を持って、いろんなことで行動すると思うんですがその辺はいかがですか。お尋ねをいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員仰せのとおり、まことにこれは100%当方の過失ということで、本当に申し訳ない事故を起こしたと、このように私自身も深く反省をいたしておるところでございますけれども、言われるように、やはり職員の意識、技術の向上、また職員

としての自覚、いろんなものに、やはりいささか緩みがあったというふうに思うところもございます。これからはしっかりとそういう面の、この事故を契機に、これだけでなく、これまでの事故を契機に、ただいま総務課長が申し上げたような教育に力点を置いてやってはおりますけれども、またまたこのようなことが起きたということについては、大変申し訳なく思っております。今後、職員の教育については、厳しくこれからも指導し、また精神的にも、あるいは時には、やはり体調の関係もあろうかと思えます。いろいろな面を精査しながら対応させていただきたいと、このように思いますのでご理解いただきたいと思います。（「個人の責任で負担をさせるかどうかいうのを、検討したかどうかを聞いとるんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）助役。

○助役（石原）職員が公務執行中にこういった形での事故を起こすということは、極めて我々としても反省しなくてはいけないんですけれども、実は個々の職員に車を運転する義務というのは地公法上課せられてないわけで、それは業務を円滑に執行する上で、現在どこの一般的社会的にもそうですけども、そういう形で行政吏員として仕事をしているわけで、少なくともそういう観点からは、個々の職員に故意または重過失を除けば、損害賠償の追及というのは法律上妥当でないというふうに判断されております。

それから、そういった場合、歯止めとして何をするのかということもありますけども、例えば具体的に一つの例を考えてみますと、県警の交通安全の関係の職員の方に来ていただいて、いわゆる交通のマナーであるとか、例えば自分の運転技術の過信とか、そんなふうなことも研修を受ける機会もございますので、これからはそういう機会を通して、職員の安全運転についての周知徹底を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）ちょっと私、疑問に感じるんですが、職員に義務として車の運転をさせることは、指示をしてないか、命令してないと、与えてないと、何にも与えてないというふうに助役が答弁されましたけども、どこの社会でも、どこの会社でも仕事のために車を運転することは、義務として課さなくても当然やるんですよ。そんなことは言い訳なんです。今回も同じことを繰り返されておるんです。教育をして何とかしましょうと。そうではなしに、その処分をどうされるんか。金額の弁償じゃなしにね。そこの責任の処分をどうされるんかということを、私はお尋ねしたいと思います。

これは、弁償額は全額100%保険会社が負担してくれるけれども、保険金は町が掛

けておる。その保険金は町民の税金なんです。そこらを考えていただきたいと思うんです。仕事をさせてから、事故が起きて、それで車を運転したのを大目に見ちゃろうというような考え方は、助役、全然間違いですよ。どこの社会、どこの会社でそんなもんがありますか。車を運転しなければならない仕事をしておる人は、当然車を運転するのが使命なんです、職務の。そんな生ぬるい考え方じゃから、こういう事故が起こるんだというふうに私は思います。今の弁償額を弁償させる問題じゃなしに、弁償はせんでもいいかもわからん。ただし、そんなことを、教育をします、警察官を呼んできて教育してもらいますとこのようなことをやっておるから、何遍でも同じことを繰り返しておるわけです。だから、ちゃんとした事故を起こしたらその処分する、責任を問うということが大切じゃないかと思うんですが、いかがお考えでございますか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）ただいま私が申ししたのは、個々の職員は、車を運転する業務のために採用されているわけではないと申し上げたわけでございます。したがって、業務を遂行するために、それは例えば運転手という職種で雇用されている場合と、一般職員として雇用されている場合については、おのずからその取り扱いが異なっていると。現在の社会において、車を実際使わないと業務が適正に執行できないということで、それは職員の同意を得て、公用車を運転していただいております。そういう関係の中において、故意または過失のないようなケースについては、求償というのは行わないというふうに申し上げたわけでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）今の助役の答弁についてちょっと疑問を感じるんですが、車を運転していけないような感じですよ、させないと。なら、車は全部なくしなさい町の。歩いて仕事をする。これでは仕事の能率が上がらんとするんです。車を運転するのは当然のことじゃないですか。あなたの考えはおかしいよ、大体。どこの社会にそんなもんがあるんですか。基本的にそういう考え方じゃろうと思うけども、車を運転させなかったら仕事はできない。これだけの数の車を持っておって、運転手として雇っておるのは何人おるんですか。そんな考え方では、町の職務の遂行をできんのじゃないですか。そこらをもう一回しっかりお答えください。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）現在私どもの役場で運転手という職名で雇用しているのは、嘱託職員1名

でございます。先ほど申しましたように、車を使うことが、それを制約的に考えているということではなくて、実態とすれば車を使わないと仕事ができないということがあるので、免許証を持った職員の、あらかじめ同意を得て、車による業務の執行を行っておりますよということでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）同意を得る得ないという考え方がおかしいんですよ。仕事のうちじゃないですか、運転することは、町職員が。どこかへ連絡に行くとか、工事の現場監督指導に行くとか、全部仕事のうちじゃないですか。

もう一つは、町長にさっき処分の問題をどうするかということで、いつまでたっても処分を全然しない。町に負担をかけとるんですよ。町に損害を与えとる、保険料は町民が払っておる。全額負担してもらおう保険料は、町が保険料を納めておるわけでしょう。そこらのお考えをどういうふうに思っておられるのか。100%保険が出してくれるから処分もせんでもいい、金額の弁償もせんでもいいと。金額の弁償はさっき助役が答弁されたようにいいかもわからんけども、全然何にもしないからこういうことが何遍でも起きるんじゃないかということ。

それから、もう一回助役、はっきりその考えを聞かせてほしいと思う。義務を与えないから、運転することを命じてないからとかいうのは、私は納得できんと思う。仕事ですよ、運転する。今の社会の中で車を運転しないで仕事をできる所、どこにありますか。県庁に行っても、市役所に行っても同じだろうと思うんです。どの会社に行っても。ある会社なんかだったら、私有車を使わせてますよ、公用車じゃなしに、社用車じゃなしに。それでも一生懸命働いている人がおる。そこらの考えがどうも、意識改革をしてほしいと思うんです。助役がそういう考えだから事故が起こるんじゃないか。わしは町のために自動車を運転してやっておるんだという考えになるんですよ、そんなことを言っておったら、職員は全部。最後だから、はっきり答えてください。そんなことじゃ、助役務まらんよ。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）私が職員の同意と申ししたのは、それは根底にあるそういうふうな地方公務員法上はそういう形の中で公用車の運転をするようになってるということで、個々の職員がそういうふうな形で執行するときに、車を運転するときに、これはわしらしとしないのにというふうなことを申し上げてるのではなくて、業務自体は円滑に進んでい

るわけで、どこにも職員の不平があるわけではないんですけども、地方公務員法上は先ほど申しましたように、行政職員につきましては、要するに本来の業務というのは、一般行政に従事するという形で採用しておるということを申し上げたのでございます。

それにつきましても、こういうふうな事故が起こるというのは、服務規律の問題でもあろうかと思います。その点につきまして、先ほど町長が申しあげましたように、厳粛に受け止めまして、今後事故が再発しないように全力を上げて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）事故を起こした職員に対しての処分のことであつたと思いますけれども、これは規定上の処分というのはいたしておりません。けれども、この事故を起こした後に、こういう事故を起こしました、申し訳ありませんという断りに来た際に、やはり運転については最善の注意をして運転をするように、まかり違えば相手方の命を失う、場合によつたら自分の命を失うこともあるんだと、あるいは体に障害を残すような事故になることがあるんだと、そのことは十分踏まえて、今後注意を十分にしながらの運転をするようにということは言い聞かせております。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）大体、交通事故を起こした場合の処理の仕方は、経験上申し上げますと、まず国、市町村、そういう自治体に対して、実損があれば職員に弁償させるということです。この場合は保険に入っているから、経済的な実損はないから、全然やってないわけです。一方では、行政処分ということがあるわけです。今町長のお話ですと、断りに来たから今度注意しろというのは、行政処分のうちに入らないんですよ。ただの注意なんです。今まで多くの議員の方が行政処分とおっしゃってるのは、履歴に残る処分なんです。嚴重注意とか戒告とか、訓告とか、そういうのをやる考えはないかという意味だと私は解釈しているわけです。

だから、保険料を払ってると、そんなのは実損の範疇ですから、今回は自賠法で全部町に損害を与えてないような格好になってるわけです。残るのは、国の場合でしたら当然これは行政処分をやります。100%認めているわけですよ。こっちが悪いと言っているわけです。今回の場合のように車が止まってドアをあけるという全く注意しないであけちゃったんですね。そのために大けがをしたということなんです。これは全く注意義務を怠っているのははなはだしいですよ、重過失に値するようなことです。それに

対して、本当の意味での、本当の意味というのはおかしいんですけど、行政処分を行わないんですかということですよ。ただ注意して、かつてそういうようなことがありましたね、何か自動車を洗いに来て注意したというだけのこと。そんなのは行政処分じゃないんですよ。その辺、どういうお考えですかということを私は改めて聞きます。だから、行政処分をやろうと思えば、町長ができるわけですからね。このままでいきますと、いつまでたっても注意しろで、教育しますとか研修を受けますとか、そんなことを言っていたら、らちがあかないと思うんです。ここまで来たら、そういう行政処分のことを十分考えていただく段階に来ているんじゃないかということで質問いたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）処分についてのご質問でございますが、処分についての基準というものは、事故のいろいろなケースがありまして、決まったものはございません。ケースバイケースによって処分をすることになります。その場合、行政実例や県の意見を聞きながら対応することになると思います。故意や重大な過失があった場合には、当然行政処分、懲戒審査会にかけて処分をしていくことになろうかと思いますが、今回の場合は、確認が不十分であったというようなことがあるかと思いますが、そのような事例で重大な過失には当たらないというような県からのご指導もありまして、今後の服務に対する注意力の喚起を促すために厳重注意処分として行っております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）100%認めて、どうして重過失じゃないわけ。じゃ、過失相殺やりゃいいじゃないですか。全面的に降伏したんでしょう。どうなんですか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）今回の場合100%の過失を認めているわけなんですけど、重過失とは、例えば酒気帯び運転をしたとか飲酒運転をしたとか、そのようなことで死傷事故等を起こしたというようなことでは、重過失に当たるかと思いますが、平生、日常的に業務をやっております、不注意は不注意なんですけど、事故になったということで重過失には当たらないということを、県とも相談しましたんですけど、そのような事例で重過失で懲戒処分をした例はほかにはないというようなことを回答を得ております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）そうしますと、重過失以外は全然行政処分をする考えはないという意味。それで今後こういう100%のが起きたときは、もう行政処分は一切する考えはないと。

重過失であった場合は、職員に対して経済的な賠償も求めるし行政処分を行うということになるのかどうか、それをちょっとお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）事故を起こして、ケースによっては懲戒処分の方まで行くということは認識しております。当然していかないといけないと。それと賠償責任でございますが、事故を起こした場合、保険のきかない事故があります。それは本人が重過失、今言いましたようにいろんな過失がありまして、保険の対象にならないというようなものもありますので、当然そのようなことについては、損害賠償を求めていくようになるかと思っています。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）14番山岡ですが、車を運転するためには、各役所でも会社でも、安全管理者を置く義務的なものがあると思うんですが、海田町の場合はそういうふうな安全管理者の立場で、各課でやっておられるのか部でやっておられるのか、全体でそういうことを把握して、運転のできる能力のある方、能力と言っちゃ言い方が悪いんですが、資格のある方の把握とか登録とか、各部とか課で必ず乗って出るときには、どこどこ行きますというのを全部報告して出とるわけですか。そういうふうな出入りの関係の管理はどこでどういうふうにやっとなるか、ちょっと説明してください。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）安全運転管理者でございますが、海田町の場合は総務課長、私になっております。それと各課の車につきましては、各課管理にしておりますので、各課長さんが車を運転するときに使用簿を書くわけなんですけど、その折、健康状態とか何とかを考慮しながら、当然使用上の注意とかを喚起はやっておるところでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。崎本君。

○10番（崎本）ちょっと先ほどの答弁からひっかかっていることがあるから、二、三聞いてみます。

交通事故とか、海田町の職員そのものがやったことを、何で県の指導を受けにやいけんのですか。海田町にそんだけの能力がある人が、責任持って解決する人はおっちゃんいんですか。今まで何回も私も質問しますが、何か都合が悪かったら県のご指導、県に伺いを立てて。町長は海田町の責任者でしょう。県が、ああせえ、こうせえ言うたら、県の言われることばかり聞いてるんですか。そうじゃないでしょうが。海田町の長と

して、もうちょっとリーダーシップをとって、職員も同じですよ。何か都合が悪くなったら県のご指導、県のお伺いを立てて。海田町の事故そのもの、海田町の職員が事故した、そんだけのことで何で県のご指導を受けないけんのですか。今、重過失じゃ、重過失じゃなかろうが、町長が書類でも書かして、今後気をつけますとか何とかそういうことでもいいでしょうが。町長が決めることで、あんた、県がせんでもええかったらせんでもええとか、今そういう、何でもかんでも県のお伺いを立てますか。町長や助役は言われるでしょうが、自分らが勝手に物事を決めるときには、町長の権限でやってますと言われるでしょうが。都合が悪うなったら何で県の意向を聞かないけんのですか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）町長と個々の職員の業務執行に関する関係というのは、地方公務員法をはじめ国の法律に基づいて運用されていくわけでございまして、海田町だけが独自の判断のできるわけではございません。そういうことで全部県の判断にゆだねているということではなくて、我々が考えた案を提示して、法律上の考え方に無理があるのかどうかというようなところの一応の判断、確認をしているということでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今の言われるのは、自分方が抽象的になって言われるんじやが、実際的には町長は権限があって町の執行体制を、一般質問が今からいっぱい出ますが、都合のええときには町長の執行で権限があります。今みたいな、たかが、たかが言うちゃいけません、交通事故で重過失かどうのこうのじゃなしに、20何万円をどうのこうの、なぜそこで県が出てこにゃいけんのですか、県のお伺いを立てな。こんだけのことぐらい、警察の交通事故係へでも行ったらわかることじゃないですか、そういう専門職に聞いたら。海田町が保険に入っちょる保険会社にも聞いたらわかることじゃないですか。こういう100%悪いというのは、保険会社が言うたことでしょう。それを何でそこへ県が出るん、県のお伺いを立てて、県からどうのこうの指導がありましたと。そういうことは全然関係ないでしょう。

これは町には全然責任というか過失というか、町には何もあれ、保険そのものは、町税、町民が払ろうてますよ。事故でも起こしゃあ保険はもとへ戻るでしょうが、事故を起こさんかったら保険も格安になつとるでしょう。若干は町に関係あるでしょうが。じゃないんですか。まあ、それはもういいですが、今から一般質問でも出ますが、町長に聞いていますよ、何でも県のお伺いを立て、県のご指導、県がどうのこうの言うたら、

そういうことは今後この一般質問でも何でも言われる気はありますか、ないですか。合併問題でも県の指導とかいろいろ出てきますが、町長は今から答弁の際に、皆一緒ですよ、県のご指導とか、逃げるときはそういう県の指導とか何とか、町長、やられますか。ちょっとそれだけ聞いてやめよう。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長は何でも県の指導によってということで仕事をしておるのか、そういう言い方をするんじゃないかと、こういうことであろうかと思えますけれども、これはやはり指導を受けにやならん場合もございます。あるいは、県の意見を参考にすることもございますけれども、やはり我々も必要に応じて、それはそのような県のご指導、あるいは意向を伺い、あるいはそれをもって町長が判断をして決断するということもあります。我々が誤ったことがあれば、県からご指導を受けて直すと、こういうようなこともございます。だからそれは必要に応じて、そのようなご答弁を申し上げることがあるかと思えます。今後一切県の指導というのは使いませんというわけにはいきません。そのことはご了承願います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第9号についてはこれをもって終結いたします。

以上で、諸般の報告すべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、固定資産評価審査委員会委員であります山田雅彦さんの任期が、平成13年10月31日をもって満了となるため、委員の選任の同意をお願いするものでございます。

同意をお願いするものの氏名は、石賀哲夫さんでございます。経歴につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明させていた

できます。山田雅彦さんの任期が、平成13年10月31日で満了となるため、石賀哲夫さんをお願いをしようとするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、海田町の住民で町民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。委員の任務は、地方税法第423条第1項に基づき、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査決定でございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、石賀哲夫さんについてご説明いたします。生年月日は昭和16年7月27日、現在60歳でございます。住所は安芸郡府中町本町1丁目10番55の406号でございます。職歴でございますが、昭和35年8月に大蔵省中国財務局に採用され、平成4年7月に退職されました。この間、昭和52年3月に不動産鑑定士登録をされております。退職後は、株式会社広島不動産鑑定所等で勤務され、平成8年2月に有限会社石賀不動産鑑定事務所を設立され、現在に至っておられます。また、平成12年4月には、広島市固定資産評価審査委員会委員に就任されております。町民の財産にかかわる事項について審査していただく任務に当たって具体的な事例等を熟知しておられ、適任である方であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番山岡ですが、今説明を受けましたら、第1条件として町内の納税義務者というのがあって、その次に不動産のそういう鑑定のことができる方というんですが、今回の選任の同意は府中町の方なんです。これにちょっと1点ひっかかるんですが、何で町内にそれだけたくさんおられる中で、そういう選任ができなかったか。その適任者がいなかったか。それとまた、不動産の問題ですから専門知識がかなり要るわけなんです。これを推薦されたのはどこからどういう推薦でされて、今回海田町の評価委員にされる気があるか、町長の方からちょっとお尋ねしたい。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）なぜ町外者かということでございますが、昨今、固定資産の評価に対する異議申し立てが増えております。それで経験豊かな不動産の鑑定の専門家ということで、町内から探してみました。その中で不動産鑑定士の資格を持っておられた方が、

町内には居住されておられないということで、町外から求めたものでございます。

推薦でございますが、県の不動産鑑定士協会という組織がございまして、その推薦ということではないんですが、ご意見をいただきながら町の方で判断してまいりました。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）今町内に不動産鑑定士の資格を持っておる人が、非常にないように言われるんですが、恐らく海田町に3万人人口がおって、100人や150人ぐらいおってと思います。それはやはり調査不足ではないかと思うんですが。資格を持っておる人は登録しとるわけですから、恐らくそういう不動産のそういうところへも、全部リストが載っておるわけですよ。そういうのを精査されたかどうか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）不動産鑑定士協会に当然登録されておりますので、そのリストを確認しましたところ、町内にはだれもおらなかったということを確認しております。

○議長（河野）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより同意第4号について、採決を行います。お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。認定第1号及び第2号については、決算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほどをお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、認定第1号、平成12年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）認定第1号、平成12年度決算の認定について、平成12年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び海田町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付して議会の承認をお願いするものでござ

います。

提出にあたり、平成１２年度歳入歳出決算の概要を報告いたします。平成１２年度の一般会計の決算額は、歳入総額８３億９,９１８万８千円、歳出総額８２億３,１５６万３千円で、これを前年度と比べると、歳入が５億７,１００万６千円（６.４％）、歳出が５億８,７６４万４千円（６.７％）、それぞれ減少しております。歳入歳出差し引き額は１億６,７６２万５千円の黒字となり、翌年度に繰越すべき財源１,４１２万円を控除した実質収支も、１億５,３５０万５千円の黒字となっております。

歳入の主なものについてみますと、町税が４２億９,９５１万２千円（構成比５１.２％）、地方交付税９億７,２６３万円（構成比１１.６％）、国県支出金８億３,１７８万円（構成比９.９％）、町債５億３,６４０万円（構成比６.４％）となっております。

これらを前年度に比べると、町税は８,７８７万８千円（２％）、国県支出金は３億５,４９８万１千円（２９.９％）、町債は３億１,３８０万円（３６.９％）、それぞれ減少をいたしておりますが、地方交付税は３,６２２万３千円（３.９％）増加しております。

次に、歳出の主なものについては、まず目的別に見ますと、最も構成比の高いのが土木費で、１９億１,６２万６千円（構成比２３.１％）となっております。

民生費は１５億６,０５５万９千円（構成比１９％）、総務費は１３億１,８９４万６千円（構成比１６％）、公債費は１１億９,４３８万８千円（構成比１４.５％）、教育費は８億９,６２５万２千円（構成比１０.９％）になっております。

歳出を性質別にみますと、人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費が３６億３,３６９万１千円（構成比４４.１％）、投資的経費１５億５,７４７万９千円（構成比１８.９％）、その他の経費３０億４,０３９万３千円（構成比３７％）の決算となっております。

次に、公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額１９億２,５５９万９千円、歳出総額１８億７,３６１万９千円となり、実質収支は５,１９８万円の黒字となりました。

歳入の主な内容は、町債９億３,６０万円（構成比４７％）、国庫支出金３億５千万円（構成比１８.２％）、繰入金２億９,１４５万円（構成比１５.１％）となっております。

歳出につきましては、事業費が１２億５,８２７万８千円（構成比６７.２％）で、そのうち污水管８,４９６.６メートルを８億２,２８５万６千円で布設をいたしました。これにより、海田町の污水管は５万８,４９.５メートルが整備済みとなり、２６２.４ヘクタール、７,３４３世帯が処理可能となり、下水道普及率は６０.４％となりました。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額 1 9 億 6, 3 6 4 万 9 千円、歳出総額 1 8 億 4, 1 0 1 万 2 千円となり、実質収支は 1 億 2, 2 6 3 万 7 千円の黒字となりました。

歳入の主な内容は、保険税 6 億 6, 1 8 1 万円（構成比 33.7%）、国庫支出金 6 億 4, 5 0 7 万 9 千円（構成比 32.9%）、療養給付費交付金 4 億 1, 3 0 6 万 2 千円（構成比 21%）となっております。

歳出につきましては、保険給付費が 1 2 億 4, 8 0 0 万 2 千円（構成比 67.8%）、老人保健拠出金が 4 億 7, 6 0 4 万 8 千円（構成比 25.9%）となっております。

老人保健特別会計の決算額は、歳入総額 1 9 億 4, 1 0 4 万 4 千円、歳出総額 1 9 億 5, 3 3 3 万 5 千円となり、実質収支は 1, 2 2 9 万 1 千円の不足となりました。このため 1 3 年度予算の歳入を繰り上げて、不足分を補う繰上げ充用の措置をとっております。

歳入の主な内容は、支払基金交付金 1 3 億 6, 2 6 1 万 3 千円（構成比 70.2%）、国庫支出金が 3 億 7, 5 9 5 万 8 千円（構成比 19.4%）となっています。

歳出につきましては、医療費が 1 9 億 4, 8 6 9 万 3 千円で、全体の 99.8% になっております。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額 7 億 6, 6 6 3 万 6 千円、歳出総額 7 億 3, 1 0 7 万円となり、歳入歳出差し引き総額は 3, 5 5 6 万 6 千円の黒字となり、翌年度に繰越すべき財源 1 2 8 万 3 千円を控除した実質収支も、3, 4 2 8 万 3 千円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、支払基金交付金 2 億 4, 8 1 7 万 1 千円（構成比 32.4%）、国県支出金 2 億 6, 1 9 3 万 6 千円（構成比 34.1%）、繰入金 2 億 1, 6 5 0 万円（構成比 28.2%）となっております。

歳出につきましては、保険給付費 7 億 3 7 6 万 1 千円が全体の 96.3% を占めています。

以上、平成 1 2 年度の各会計の決算の概要を申し述べましたが、細部につきましては、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出いたしておりますので、ご審議いただき認定くださるようお願いをいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。平成 1 2 年度決算については、去る 7 月 9 日から 1 3 日まで、監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 1 2 年度海田町決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から決算審査意見書の説明をお願いいたします。代表監査委員、生田君。

○代表監査委員（生田）監査委員の生田でございます。去る7月24日に監査委員に再任いただきました。微力ではございますが、引き続き責務を果たしたい、一生懸命努力をしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

監査意見の開陳でございますが、本来この場で申し上げる立場ではないかとも思うんですが、せっかくの機会を得ましたので、先に町長に提出しました平成12年度の海田町各会計歳入歳出決算審査意見書につきまして、監査委員を代表しまして、その概要を申し上げたいと思います。どうかよろしくお願いします。

お手元に意見書が配付されていると思いますが、これに沿って概略を申し上げたいと思います。まず、意見書の1ページをご覧くださいと思います。

まず、第1の審査の概要でございますが、1番として審査の対象は、先ほど町長からも説明がありましたように、平成12年度海田町一般会計歳入歳出決算、同じく平成12年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく海田町老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく海田町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

2番目として審査の手続でございます。審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計の実質収支に関する調書及び財産に関する調書、これらが関係法令に適合して調製されているかどうかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について必要に応じて関係職員の説明を聴取し、これまで実施しました定期監査、あるいは例月出納検査等の結果も考慮に入れて、慎重に審査いたしました。

第2の審査の結果でございます。1番目として、決算計数の確認でございます。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して調製されております。それらの計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。

これに加えて、総括意見を申し上げます。総括意見としましては、平成12年度の予算編成は、厳しい財政状況の中で、町民生活に密着した事業と少子・高齢化に向けた福祉施策の充実を基本として、介護保険制度の実施に伴う支援といいますか、側面事業への取り組み、あるいは公共事業の推進等景気への配慮、経費全般にわたる節減、合理化の推進等、簡潔で効率的な行政運営の確立を目指して、実施計画に計上された事業を重点事業として、財源の計画的、重点的配分に配慮して予算編成がなされております。

これに沿って財政運営がなされたところであります。

その結果、平成１２年度の決算状況につきましては、先ほど町長からの説明がございましたように、重複いたしますが概要だけを申し上げます。

一般会計では、歳入総額が８３億９,９１８万８千円、歳出総額が８２億３,１５６万３千円となっておりまして、前年度と比べ、歳入総額は５億７,１００万６千円（６.４％）、歳出総額は５億８,７６４万４千円（６.７％）、それぞれ減少しております。したがって、決算規模は前年を下回るものとなっております。

また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は１億６,７６２万５千円、形式収支から翌年度への繰越財源１,４１２万円を差し引いた実質収支は１億５,３５０万５千円と、それぞれ一般会計が黒字となっております。

一方、特別会計全体をみてみますと、歳入総額は６５億９,６９２万９千円、歳出総額は６３億９,９０３万７千円となっておりまして、前年度と比べて、歳入総額は２億７,４１９万円（４.３％）、歳出総額は２億７,７７５万９千円（４.５％）とそれぞれ増加しております。一般会計では減っておりますが、特別会計全体で見ますと、歳入・歳出それぞれ４.３％、４.５％と増加しております。

また、特別会計全体でございますけれども、形式収支は１億９,７８９万２千円、実質収支は１億９,６６０万９千円と、ともに黒字となっております。これは全体で見た計数でございます。

予算の執行状況について、いまして詳しく見てみますと、お手数ですが５ページをご覧になっていただきたいと思います。５ページの歳入決算の状況、それから６ページの収入未済額の状況、歳出の決算状況というのがございます。

一般会計の歳入決算額は、予算現額が８５億８０５万４千円に対しまして調定額が８６億８,３９４万５千円、収入済額が８３億９,９１８万８千円となっております。収納率は９６.７％と前年度が９６.９％でございますから、０.２ポイント低下しております。次に、収入未済額を見てみますと、収入未済額は２億７,０５９万９千円、調定額に対しましては５.６％となっておりますけど、収入未済額は前年度に比べて８３万２千円（０.３％）の増加となっております。このうち、町税の収入未済額をちょっとみてみますと、２億５,５６１万１千円となって、前年度に比べて２２６万１千円（０.９％）の増加となっております。

次に、一般会計の歳出決算額を見てみますと、予算現額が８５億８０５万４千円に対

しまして、支出済額が８２億３,１５６万２千円となっておりまして、執行率は９６.８％と、前年度が９５.１％ですから、前年度に比べて１.７ポイント上回っております。また、不用額は２億３,１６７万１千円、予算額に対しまして２.７％となっております。

次に、特別会計全体の歳入決算額を見てみますと、予算現額は６５億４,６５５万１千円、調定額は６７億９,２０５万９千円に対しまして、収入済額が６５億９,６９２万９千円となっておりまして、特別会計全体で収納率は９７.１％と、これは前年度と同率となっております。収入未済額についてみますと、１億７,８４０万２千円、調定額に対しましては２.６％と、前年度に比べて収入未済額は４０８万１千円、２.３％増加しております。このうち国民健康保険税の収入未済額は１億７,０１８万９千円となっておりまして、前年度に比べ５６０万１千円、３.４％増加しております。

特別会計全体での歳出決算額をみますと、予算現額は６５億４,６５５万１千円に対しまして、支出済額は６３億９,９０３万７千円となっておりまして、執行率は９７.７％、前年度の９７.１％に比べ０.６ポイント上回っております。不用額は１億４,４９４万円、予算額に対する比率としては２.２％となっております。

次に、財政状況について若干申し上げます。財政指標から見てみますと、お手数ですが１０ページ、１１ページをちょっとご覧いただきたいと思います。１０ページには主要財務比率というのがございます。財政力を評価するために用いられる財政力指数は、０.８１４と前年度に比べて０.０１５ポイント低下しております。財政構造の弾力性を評価するために用いられる経常収支比率は８０.２％と、前年度と比べ０.７ポイント上昇しております。

公債費の財政負担の状況を示す公債費比率は１３.８％と、前年度の１５％と比べて１.２ポイント低下しております。

以上、決算状況の概略を申し上げましたが、このような決算とこういう状況の中で、町民生活に密接した事業、あるいは少子・高齢化に向けた福祉施策等を基本として、住民ニーズの多様化等にも適切に対応して、新総合基本計画に基づく各施策事業を引続き実施していくためには、より一層財源の確保、経費の節減、事務の簡素化、効率化等に傾注しまして、健全な財政運営に努める必要があります。

つきましては、次の事項について、特に配慮が求められます。第１点としましては、一般会計で歳入の中心となる町税の収納が、景気の低迷等もございまして、引続き落ち込んでおります。収入未済額も年々増加してきております。他方では、町税の不納欠損

額も本年度は増加しております。

それから、国民健康保険特別会計におきましても、同様、国民健康保険税の収入未済額は年々増加しております。同保険税の不納欠損額も増加しております。

それから、下水道特別会計におきましては、下水道事業負担金の不納欠損額が、今年度新たに発生しております。

自主財源の確保、税負担の公平、債権の適正な管理の観点から、収納対策に一層の工夫を凝らし、収納未済額の減少に努め、また収入未済額の適切厳正な管理により、不納欠損額の発生の防止に努めるよう求めることであります。

第2点としましては、先ほど申しましたように、財政状況につきましては、指数で見てもみました限りにおきましても、財政力指数は年々低下し、経常収支比率も本年度は上昇しています。公債費率は低下していますが、町債の現在高は前年よりも増加しております。将来の財政負担を考慮して、引続き財政硬直化の防止を図り、中長期的な財政見通しのもとに、一層健全な財政運営に努められる必要があります。

以上、せっかくの機会を得ましたので、この場で決算審査の概要説明を申し上げました。どうもありがとうございました。

○議長（河野）以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。再開は10時40分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

ただいまの決算審査意見書について、代表監査委員より字句の訂正の申し出がありましたのでこれを許します。代表監査委員、生田君。

○代表監査委員（生田）まことに申し訳ありません。先ほど説明しました決算審査意見書、これの5ページと6ページをご覧ください。5ページの介護保険の11年度の収納率でございます。11年度は介護保険特別会計はございませんので、これは単純な校正ミスでございまして、空欄でございます。申し訳ありません。

それと、6ページの最初の決算状況の介護保険の執行率の欄の94.7%というのも、これも間違いでございまして、空欄でございます。前年度介護保険はございませんでし

たので。恐れ入りますが、校正ミスでございますので、訂正をいただけたらと思います。
ご了承願いたいと思います。

○議長（河野）この際、議長よりお願いいたします。だいたい決算審査意見書に対する質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、詳細については、委員会の場をお願いをいたしたいと思います。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。なお、質疑をされる前に、意見書のページを示して質疑をしていただきたいと思います。ございませんか。堀間君。

○7番（堀間）7番堀間です。10ページですけども、財政力指数も、そして経常収支比率も悪くなってますよね、12年度。だけど公債費比率の方が少し低下している、よくなっているとみて、よくと言うんですか、そのようにみているんですけども、これは12年度を意識的に、何かそのように公債費比率の方を努力されたということでしょうか。

○議長（河野）代表監査委員。

○代表監査委員（生田）12年度につきましては、減債基金をもちまして利率の高い公債を繰上償還ということを行っております。そのために公債費比率が下がっておるということでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）監査委員さんにお尋ねします。5ページですけれども、収入未済額が、一般会計で2億7千何がしかあるわけですが、収入未済額は5月の31日に出納閉鎖をされて、その後入ってくる可能性があるわけですが、不納欠損で1,415万何がしかあるんですが、この不納欠損が年々伸びて、私、いつも気にはなるわけですが、その長引く不況のもとでいろいろあるんだろうと思うんですが、主な中身についてお尋ねをするわけです。何が大きく示しているのかを、お尋ねをするわけです。

それからもう一つは、過去監査委員さんが、海田町平成12年度の全般の会計をみれば、約150億、水道会計を入れれば160億ぐらいになるわけですが、監査委員さんが全部詳細にわたって監査をするというのは、非常に難しいところがあるわけです。ほとんど専門的な知識が要るわけですが、これまでに監査委員さんは、専門的なそういう業者に委託をして監査をされた例が何回かあるわけですね。特に12年度については、大きな建物をつくったという、私、記憶は余りないんですが、予算の流れや経済状況によって建物の建設というのは、なかなか12年度では難しかったと思うんです。

しかし、公共下水道であるとかあるいは水道であるとか、そういうところはより専門的な監査委員さんとしての知識が要るわけですが、外部の業者、監査委員を専門にする業者をなぜしなかったのかと、また今後はどのように考えておるのかという問題です。そのことによって、全般にわたる、例えば下水道の業者に与える牽制ですか、より以上の工事が遂行、執行できるというようになるわけですがけれども、その辺について2点をお尋ねをいたします。

○議長（河野）代表監査委員。

○代表監査委員（生田）まず、第1点の収納未済額が年々増加していき、それから不納欠損額も増加しておると、これについて不納欠損額の理由は何かということでございますね。これは不納欠損額は、債権の消滅時効があるので、5年間たちますと欠損額として処理するようになっていきます。そうしますと、今回の不納欠損額は、死亡等の細かい理由もございますけど、全体としては時効による欠損でございます。5年たちますと欠損になっていくわけでございますから、そのままほっておけば収納未済額が温床となって、不納欠損額がずっとそのまま増えてくるということになりますんで、今回の監査の方でも、一応要望としましては収納未済額を減少させるとともに、不納欠損額が生じない工夫を何か考えてはどうかと、こういう一応指摘をしております。そういうことで、今、収納未済額は5年たつと自動的に不納欠損額になっていくと。こういうことではせっかく収納努力をしていながら、しりの方では欠損が出てくるということでございますので、この点は、十分配慮して収納対策なり、厳正な管理をもって収納未済額を減らし、不納欠損額が出ないように防止していくと、そういうことを一つ考えてみたらどうですかと、こういう指摘をしております。

それから、外部監査につきましては、監査も、いろいろな監査の充実強化を図っておりますけれども、監査の流れが最近では、やはり専門分野にわたる点につきましては、外部監査を採用するようというところで、地方自治法の方にでも取り入れられております。本町で申しますと、一昨年大きい工事がございまして、これは工事でございますので外部監査をお願いしました。12年度は、大きな工事は下水道工事等もございますけど、下水道工事は公共事業で、補助金等あるいは起債等で予算の執行も厳しいので、特にこれまで外部監査を依頼しませんでしたけれども、もし必要に応じて外部監査の必要があると、どうも監査委員の立場だけで、あるいは執行部だけではそういう工事の適正な管理ができないと、そのような場合には外部監査を依頼するということできており

ます。以上です。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）不納欠損の処理の仕方の問題ですけれども、私が考えておるのに、民法では5年とか10年とかあるわけですね。その間、請求をしたらそこからまた5年、10年というのがあるわけですが、今の話を聞くと地方税法で、例えば町民税あるいは固定資産税、法人税とかそういう問題について、不納欠損の処理をするという場合に、5年間でそれは決められておるんですか。私が考えるのには、5年間の中にまた請求をする、請求をするというのは、ずっとそれが継続をして、延長できるというように判断をするんですが、早く以来不納欠損で処理をしてしまうのは何かもったいないなというような気がするんですが、いかがですか、それは。

○議長（河野）代表監査委員。

○代表監査委員（生田）おっしゃるとおりでございまして、そのままほっておけば消滅時効にかかってしまいます。地方自治法の場合は、そういうふうに5年たてば時効にかかっていくわけですが、時効の中断というのが、消滅時効の場合は恐らくだめじゃないかと思うんですね。よく調べておりませんが。そのためには時効の中断なり、あるいは債権の担保として何か取るとか、そういうことを考えていかなくちゃいけないんじゃないかということは、前も一応口頭では、何か考えたらどうかということは指示してますし、執行部の方も恐らくいろいろ考えて、訴訟に持ち込んだりということも考えておるわけですが、現実としては、今の時点では5年たてば消滅がかけると、そういう状況になっております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）執行部にお尋ねしますが、今の問題、地方税法で5年間で決められておるのかどうか。請求をすれば時効が延長をして10年であるとかいうような、不納欠損で財源が少ない少ないと言われる中で、簡単に不納欠損すること自体が、私はちょっと問題があるというように思うんですが、いかがですか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）たとえ公法上の債権であっても、時効の中断というのはあるわけです。例えばその中で、国保なんかの例とか自動車税なんかで、町外へ転出して催告状を送るにも送れないようなケースもあろうかと思えます。ですから、それは不納欠損について個々の事例がどうかということ全体的に見た上で、どうなんかにということも一方では

あるというふうに思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）ミクロの問題は決算委員会の方に回すとして、マクロ的なことを3点ばかり聞きます。意見書の11ページ、公債費比率が1.2ポイント低下しています。これの原因といたしますか、それは10ページの注の3の公債費比率の算式があります。それと、関する説明書の方の25ページに、やっぱり公債費比率の算式がございます。この式から、この1.2ポイント低下した理由を説明していただきたい。これは単純な計算ですからすぐ出ると思います。

それから2番目、今の関する説明書23ページ、今、町長、監査委員両者とも財政規模がかなり落ちてます。財政規模が落ちてるのに、23ページの財務構造等の中の推移をみますと、基準財政需要額、基準財政収入額、標準財政規模、これはすべて上がってます。財政力指数は落ちてます。そういうことから、現実には財政規模が縮小して落ちているのに、需要額なり収入額なり財政規模なりが上がってるということは、これとの関係は何を意味するのか、2点目、それがどういうことなのか。

3点目、意見書の方の9ページです。人件費の項です。これは確かに1.1%対前年増減で落ちてるわけです。2,100万円、これは10年と11年でみますと、10倍ですか、1億1千万ぐらい落ちてます。これについて監査委員はどう思われますか。今、行政改革で盛んにやっているときに、ちょっと落ちようが足りないんじゃないんですか。

10年から11年は1億1千万近く落ちてます。この3点についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（河野）桑原君、説明書の方は、委員会の方でやってください。ただいまは意見書についての質疑でございますから。代表監査委員、答弁は後ほどということにしましょうか。

○代表監査委員（生田）それでは、後ほど回答させていただきます。

○議長（河野）ただいまの2件を後ほど監査委員の方から、説明してもらいます。ほかにございませんか。斎木君。

○6番（斎木）町長さんや代表監査委員に要望しときたいんですが、最近是非常に国民や県民や町民にしろ、歳入歳出の金銭的な面は十二分に監査意見書としても出てるわけですが、やはり歳入歳出におきましての合理化、業務監査的なものも、先ほど佐中議員の意見もありましたように、業務監査的な合理化、リストラということが、随分世上が

関心がありますので、やっぱり外部監査の方に出していただきませんと、監査委員の方も大変ですから、それを町長や代表監査にお願いなり要望で終わります。以上です。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）17番中岡です。監査委員さんは、執行部から出された資料に基づいて監査をされておるわけですが、この主要施策の成果に関する説明書の中で、どうも出されていない資料があるんじゃないかというふうに感じますので、特に民生関係の中で、12年度から高齢福祉課が実施をしたモデル事業、いわゆる世代間交流事業というのがあるわけですが、12年度は多分3団体か4団体が取り組んだと。13年度にも続いて実施をしておるわけで、こういった新しい、いわゆる新規事業についての成果が全く触れられていないというのはどういうわけなのか、この1点をお尋ねをいたします。

○議長（河野）ちょっと待って、答弁が。ええですか。住吉君。

○13番（住吉）今の監査委員に尋ねられた回答ですが、回答をわしがしちやいけんですが、町長の主要施策の成果に関する説明書の15ページの人件費のところへそれはちゃんと出てます。期末手当の減額によるものとする。だからそのとおりじゃろうと思うんです。

○議長（河野）代表監査委員、いいですか。ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）ほかにありませんじゃなしに、わしが質問したことについて、これは監査が答弁するのは難しいと思うんです。出された資料、出してない資料があるんだから。それで、高齢福祉課が新しく取り組んだ世代間交流事業というのがあるけれども、そういった新規事業の成果について一言も触れていないのはどういうわけか、という質問をしているわけですから、これは監査委員がお答えするというのは無理があらうと思います。したがって、執行部のそれぞれの担当者が答弁をされるべきだと思うんですけれども、いかがでございしますか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）本会議で答弁いたすことと、決算特別委員会で我々が説明をさせていただくこととの仕分けが、ちょっと私も混乱しておるんですけれども、議長さん、そのあたりどうでしょうか。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）私が質問をしておるのは、決算委員会に出る予定やないもんですから、

決算委員会に出る予定になっておれば、決算委員会の中で詳しく質問をしたいと思うんですけども、決算委員会のメンバーに今年は入っておりませんので、この場でお尋ねをして、もしここで答弁ができませんのであれば、決算委員会の中でこの問題について十分審議をして、なぜ主要施策の中に、成果が上がっておると思うんですけども、一言も触れてないということについて、決算委員会の中で審議をしていただいて、後ほどまた委員長、だれが委員長になるかわかりませんが、委員長の報告の中で詳しくお答えをしていただければ結構だと思います。

○議長（河野）代表監査委員。

○代表監査委員（生田）先ほどの主要施策の成果に関する説明ですか、事業について何も意見でも触れてないじゃないかということでございますが、監査の対象としますのは、そこに申しましたように、歳入歳出決算書と事項別計算書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書ということで、個々の施策については一応審査の対象にしておりません。そういうことで個別の施策といいますか、行政執行面にわたる件につきましては、別の場において回答させてもらえるかと思います。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）私の質問は、監査委員がお答えになるのは無理じゃと。だから決算委員会の、いや、ここで答えてもらってもいいんですよ、執行部の方から。でも、執行部の方もどなたも手を挙げて答えようとせんから、答えられんのじゃったら、決算委員会でやってくださいということを言っておる。初めから監査委員が答弁することは無理です。

○議長（河野）わかりました。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）いいですか。今助役が、執行部の立場で発言云々というのがありましたけれども、この監査の認定を出しておるのは、町長の名義で出しておるんですよ。町長が議案を出しておるんですよ。それに監査が付随をして説明をしておるんだから、執行部が答えるのは当然のことじゃないですか。なぜ答えさせんのか。助役がそう言うたから、そのとおりにやっていきよるけども。なぜ執行部に答えさせない。中岡さんが質問したのについて、どうなの、議長。

○議長（河野）これは、意見書に対する質疑でございますので、そのほかのものについては、冒頭申しましたように、決算審査特別委員会の方で、とことん議論をしていただく

というようにお願いをしたいと思います。それと、中岡君が先ほど言われました件についても、まだ決まっておりませんが、私の方からも委員長の方にその旨をよく伝えておこうと、こう思っております。

ほかに質疑はございませんか。では、質疑を終結します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）続いて日程第6、認定第2号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）認定第2号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定について。平成12年度の水道事業につきましては、給水サービスの一層の向上を目指し、老朽施設の更新や管網の整備を行うとともに、効率的な経営の推進を心がけてまいりました。

財政面につきましては、長引く景気の低迷並びに節水意識の浸透により、水需要が落ち込み、水道料金は減収しましたが、土地の売却収益等により黒字経営を維持することができました。

営業成績は、年間総配水量413万6,164立方メートル、年間有収水量365万6,703立方メートルで、前年度に比較して年間総配水量は3万2,844立方メートル（0.8%）の減、年間有収水量は3万3,984立方メートル（0.9%）の減となりました。

財政状況につきましては、事業収益4億5,622万9,191円で、前年度に比較して292万5,275円（0.5%）の増収となりました。事業費用につきましては、4億3,744万1,423円で、前年度に比較して、1,199万7,960円（2.8%）の増額となりました。その結果、収支差引き1,848万7,768円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金349万6,061円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は2,198万3,829円となりました。

資本的収支につきましては、収入総額8,136万425円に対して、支出総額2億4,865万5,976円で、差引不足額1億6,729万5,551円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,878万5,321円、当年度分損益勘定留保金3,095万9,394円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額755万836円で補てんをいたしました。

配水設備工事といたしましては、配水管の新設、老朽管の布設替え及び公共下水道工事に伴う配水管移設等、配水管の整備を行いました。

取水・浄水設備工事といたしましては、水位計及び濁度計を浄水場やポンプ所に取りつけ、蟹原浄水場に自然ろ過施設及び防護ネットを設置し、総事業費は約１億８千万円となっております。

以上、決算についてご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。水道事業決算については、去る６月２１日、２２日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成１２年度海田町決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から決算審査意見書の説明をお願いいたします。代表監査委員、生田君。

○代表監査委員（生田）それでは、先に町長に提出しました平成１２年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。お手元に平成１２年度の意見書がございますが、これに従って審査意見の概要を申し上げます。

まず、１ページをご覧くださいと思います。審査の対象は、平成１２年度の海田町水道事業会計でございます。２番目として審査の手続きでございますが、審査にあたりましては、決算の計数が正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿と証拠書類等の照合、確認を行うとともに関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果をも参考にして慎重に審査いたしました。

審査の結果でございます。計数の確認と財務諸表の適正表示についてでございます。決算書及び附属書類は、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認した結果、計数は正確で、財務諸表は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

総括意見でございます。総括意見につきましては、平成１２年度は経済情勢は引続き景気の低迷で推移しまして、事業環境も厳しい状況にありました。こうした状況の中で、本年度の建設改良事業は、取水設備工事が１件、浄水設備工事６件、配水設備工事１９件、計２６件、総事業費で１億８,１５７万１千円の工事を行っております。

また、水道施設整備等基本計画を策定しまして、将来にわたる総合的な施設の整備促進を図ることとしておりまして、引続き給水サービスの向上を目指し、施設の更新、管

網の整備を行い、効率的な運営に努めております。

業績の状況につきましては、先ほど町長から報告がございましたので省略させていただきまして、経営の実績について申し上げたいと思います。お手数ですが、8、9ページをご覧ください。8ページの水道事業比較損益計算書という表がございます。営業収益は4億917万2千円と、前年度に比べ1,221万3千円（2.9%）の減収になっております。これは水道料金の収入、受託工事費収入の減少が主な要因でございます。営業費用は3億7,582万9千円、これは前年度と比べまして902万円（2.5%）増加しております。これは受託工事費、総係費の減少があったものの、配水及び給水費の増加が主な要因となっております。

この結果、営業利益は、営業収益から営業費用を引いたものでございますね。3,334万2千円を計上して、前年度と比べ2,123万3千円（38.9%）の減益となっております。

経常利益は、分担金等の営業外収益が2,873万5千円ございます。そこから支払利息とか雑支出等の営業外費用が6,191万1千円ございます。この営業外損益の影響を受けまして、わずかに経常利益は16万5千円を計上しております。前年度に比べまして2,739万5千円の大幅減益となっております。

当年度の純利益は、固定資産の売却がございまして、それが特別利益でございしますが、これが1,832万1千円の発生によりまして、当年度純利益は1,848万7千円を計上しております。しかしながら、前年度に比べてみますと907万3千円（32.9%）の減益となっております。したがって、経営成績はかなり厳しいものになっています。

次に、財政の状況について見ますと、恐れ入ります13ページの水道事業比較貸借対照表をご覧ください。資産総額は29億6,108万7千円と、前年度に比べ5,502万3千円増加しております。これは水道施設の建設改良による構築物等固定資産の増加、土地の売却代金等の未収による流動資産の増加、水道施設等の整備基本計画の策定業務でございます繰延資産の増加、これが主な要因でございます。

負債総額は1億820万9千円と、前年度に比べて999万2千円増加しております。これは、先ほど申しました開発費等の未払い金の増加が主な要因でございます。

資本金は、自己資本金が11億2,472万2千円、借入資本金が10億9,033万2千円、合計で22億1,505万5千円と、前年度に比べて21万5千円増加しております。これは借入資本金の起債と償還による純増であります。

資本剰余金は3億1,630万2千円と、前年に比べ2,632万9千円増加しております。これは工事負担金の増加によるものでございます。

利益剰余金は3億2,151万9千円と、前年に比べ1,848万7千円増加しております。これは、未処分利益剰余金の処分の結果と、当年度の純利益が増加したことによるものであります。

このような決算状況を踏まえまして、今後も給水サービスの一層の向上を目指して、水道施設等整備基本計画に基づいて、総合的な施設の整備促進を図るためには、経営基盤の安定強化に一層努力が求められます。特に収益基盤の安定化に取り組み、給水収益の増加施策、給水コストの削減、諸経費の節減を図るなど、一層効率的な経営に努められることが求められます。

以上で、決算審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。詳しくは、決算審査意見書をよくお読みになっていただければと思います。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（河野）以上で決算審査意見書の説明を終わります。ただいまの決算審査意見に対する質疑を行います。ここで議長よりお願いをいたします。水道事業会計決算の認定につきましても、例年のおり決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、詳細については、委員会の場でお願いをいたしたいと思っております。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

この際、認定第1号、平成12年度決算の認定及び認定第2号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定につきましては、議長より発議をいたしたいと思っております。

本件につきましては、議員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議し得ることといたしたいと思っております。なお、委員の指名につきましては、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件は議員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決めます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条の

規定により、西田君、桑原君、斎木君、西山君、崎本君、前田君、山岡君、佐中君、国岡君、以上9名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よってそのように決めます。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは、委員会室に移動してください。再開は追って連絡をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

ただいま決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に佐中君、副委員長に西田君と決しております。

以上で、平成12年度決算の認定についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。17番中岡君。

○17番(中岡) 17番中岡です。3点質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず1点目は、民生委員を助ける協力委員制度の確立という問題であります。

現在海田町には民生委員が39名おられます。そして、行政福祉に協力しながら、地域福祉に対応する活動を続けておられます。民生委員制度の歴史を振り返ってみますと、現在の民生委員との名称になったのは昭和21年で、それまで民生委員と同じような仕事をする制度はありましたが、名誉職であり相談があれば応じる程度でありました。昭和21年に生活保護法の制定と同じ時期に民生委員令が制定され、仕事の内容も大幅に改められ、民生安定諸施策の実施協力者となり、福祉行政と深いかわりを持つことになりました。生活保護の申請や保育園の入所申請など、まず民生委員が申請書の内容を確認してから提出するなど、新しい時代の仕事内容に変わっていきました。その後の社会変化により、価値観の多様化など、また少子・高齢化、介護保険法の制定など、まず

ます仕事の内容も複雑化してきております。つまり民生委員の活動範囲が多岐にわたり、行政の公的福祉、社協の民間福祉など、広域に解釈される傾向になっております。社会福祉協議会には、福祉推進委員制度があり、それぞれの地域で、いきいきサロンや訪問活動などを推進しておられますが、民生委員の仕事とは大きな違いがあり、民生委員の手助けというわけにはいきません。

海田町の民生委員は、男性が12名、女性が27名、平均年齢は63歳ぐらいですが、男性の平均年齢は67歳です。民生委員の定年は75歳となっており、70歳を超えた方もおられます。任期は3年ではありますが、交代したくてもかわりを探すのが大変であります。社会奉仕の精神で、しかも人格識見の向上と知識、技術の向上についての努力目標であるとか、職務執行に当たって個人の人格、尊重、秘密保持、無差別平等など、ごく当たり前のことのようにありますが、どこの地域でも交代要員を探すのに困っておられます。

そこで提案をいたします。民生委員協力委員制度の確立であります。民生委員の仕事が多岐にわたって複雑になっていることは、先にも申し上げたとおりであります。また、交代要員を探すことも困難であります。各地域で協力委員をとという形で、複数の方で仕事をしていけば、ある程度、民生委員も精神的に楽になるのではないのでしょうか。既に海田町より人口も世帯数も少ない町で、この協力委員制度を採用して効果を上げている自治体もあります。ますます忙しくなる民生委員を助ける協力委員制度の確立を提案をいたしますが、町長はどのようにお考えですか。見解を問うものであります。

2点目は、学校週5日制に、どのように対応するのかという問題であります。平成14年度から、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が、すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、一斉に実施されます。

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体で子どもたちに生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すものです。土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で、子どもたちが生活体験や自然体験、社会体験、文化スポーツ活動など、さまざまな活動や体験をすることが望まれます。休みの土曜日を子どもたちは、楽しい、有意義であると考えています。豊かな体験は子どもたちにとって大切です。生活体験や自然体験の豊富な子どもほど、友達が悪いことをしていたらやめさせる、バスや電車で席を譲るなどといった道徳観や正義感が身についているという調査結果が出ています。

これは、文科省、昔風でいえば文部省になるんですけども、文科省が学校5日制を実施するに当たって、5日制がよいのだということを、だれかに訴えた文章であります。また、文科省は「子どもたちの体験活動の場や機会を充実します。子どもたちが休みの日を有意義に過ごせるよう、さまざまな活動や体験の場や機会の整備充実と、こうした活動機会に関する情報提供が必要です。このため文科省では「全国子どもプラン」を策定し、平成13年度までに、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちのさまざまな活動を振興するため、緊急かつ計画的に施策を推進します」と方針を打ち出しております。が、私どもの目に見えるものが出ておりません。

学校週5日制が実施されると、年間24日前後の休日が増え、年間100時間前後の授業が削減されます。すなわち年間100時間ぐらい、学校で勉強する時間が少なくなるわけであります。現在でも塾へ通っている子どもが多くありますが、ますます増えるのではないのでしょうか。増えるのが悪いと言っているわけではありません。学校での授業時間が少なくなり、学習内容によって、ついてこられる子どもとついていけない子どもが、区別されるようなことにはなりません。どのような形で、差をなくせるような授業方法があるのか、保護者が納得できる回答を出してもらいたいと思います。いろいろな資料を見ると、何の心配もありませんと言っておりますけれども、保護者が一番心配することではないかと思います。

また、地域でということも前面に出ております。地域で何をしてくれと言うのか、何も出ていない状況であります。自然体験などを地域に任せようというのでしょうか。

また、広島県教育委員会は「信頼される学校を目指して、もっともっと変わります。新たな「教育県ひろしま」の創造、保護者や地域の皆さんに、教育への参画、協力をお願いします」と訴えております。文科省や県教育委員会は、地域社会に何を求めているのかわかりません。文科省や県教委から海田町教育委員会へ、このことについて何か具体的に指示が来ているのではありませんか。まず、このことについてお尋ねをいたします。

学校週5日制の実施によって、増加する休日の取り扱いについてであります。先生はどのように休日を過ごされるのでしょうか。地域社会と先生の関係はどのようになりますか。例えば、第3日曜日は家庭の日ということになっておりますが、第3日曜日は、小・中学校ともにクラブ活動を全面的に中止をして、先生がそれぞれの地域に出向いて、地域の皆さんと一緒に、子どもに自然体験や文化スポーツ活動などを体験させる

というようなことを考えておられますか。休日の増加による学校経営は、どのように変わっていくのか町の教育委員会の考えをお尋ねをいたします。

3点目は、ガーディアン・エンジェルの活動拠点をということであります。日本ガーディアン・エンジェルズ、これはアメリカのニューヨークで発足した犯罪防止ボランティア団体の日本版で、広島にも昨年発足いたしました。繁華街をうろつく少年少女に話しかけたり、公衆電話ボックスのビラをはがすなどの防犯活動をしている赤いベレー帽をかぶった青年を見かけることはありませんか。8月4日の「フェスタひまわり」でも見かけました。

彼らの活動の中心は、繁華街ということになっておりますけれども、広島本部の活動は繁華街だけではなく、海田町内の少年少女のたまり場や、防犯上も問題のありそうな場所を巡回しており、全国の活動とは少し違った特異な活動をしているということで、注目を集めております。

具体的には、スケボーパークの巡回、廃校となった朝鮮学校の巡回、各イベント会場で巡回活動などあります。ところが、彼らが海田町内の巡回をするとき、制服に着がえる場所もなく、建物の陰で着がえをしている状況であります。海田町は狭い町でありますけれども、防犯上巡回する場所は多くあります。彼らが安心して活動できるように拠点を設け、制服に着がえる場所、ロッカーなど海田町としての支援をすることはできませんか。町長の考えを問うものであります。

以上3点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。中岡議員の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問の1点目、3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1点目の民生員協力委員制度の確立のご質問についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、民生委員活動は児童の虐待問題等の対応など、幼児から高齢者まで幅広く

複雑多岐にわたっており、民生委員にかかる負担も大変なものがございます。こうした中、ご提案の民生委員活動を補助する機能は、民生委員の負担を軽くし、より効果のある活動を展開できるご提案と受けとめております。このような機能について調査研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、3点目のガーディアン・エンジェルス活動拠点を、とのご質問でございますが、ガーディアン・エンジェルスが活動を行う中で、ご指摘のとおり、制服の着がえ等を行う上で不便なものと理解しております。しかしながら、ガーディアン・エンジェルスはあくまでも民間のボランティア団体の一つと認識しており、その活動状況を町としては完全には承知いたしておりませんし、現在のところ、団体の方から直接拠点整備の要望も出ておりません。このため、拠点の整備につきましては現在のところ考えてはおりません。

しかしながら、ガーディアン・エンジェルスの活動は、少ない情報の中でも有意義なことだと理解をいたしております。このため、その活動目的の大きな柱である地域の防犯活動、青少年の健全育成活動を踏まえて、教育委員会と連携をとりながら、今後の活動状況や団体の意向等を見守っていききたいと、このように考えております。

○議長（河野）教育委員長。

○教育委員長（濱井）学校週5日制への対応に関するお尋ねの1点目、環境づくりにつきましては、ご指摘のとおり、平成14年度からの学校完全週5日制の導入に伴い、子どもたちに豊かな体験ができる場づくりと、情報提供などの教育環境の整備が必要であると考えております。

そのためには、文化施設などの利用の拡大や、地域の公民館などでの学習機会の拡大など、子どもたちが主体的に学ぶ場と機会を確保すること、そして子どもたちに関する多様な情報を、情報誌やホームページを通して積極的に提供することが大切であると考えております。

次に2点目の、授業時数の削減により、学力差が一層つくのではないかとのご心配についてでございますが、ご承知のとおり、このたびの改訂は、現行の学習指導要領に比べて、教育内容が3割程度削減されており、基礎的、基本的な内容に厳選されております。これらを徹底して繰り返して学習し、確実に身につけさせる授業を展開していくこととなりますので、むしろ個々の学力差は小さくなるのではないかと考えております。

3点目に、文部科学省や県教育委員会から地域へ何を求めているのか、あるいは指導

があるのかということでございますが、具体的には指示はございません。ただ、各家庭、子ども会等におきましては、子どもたちが学校で学んだことが、日常生活や地域で生かされるように、家庭や地域の実態に即し、さまざまな体験の場や地域行事への積極的参加を促していくことになろうかと考えております。

最後に、教員の休日の過ごし方等、休日の増加による学校の対応はどのように変わるのかということについて、ご答弁申し上げます。

新教育課程では、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の指導等におきまして、地域への誇りを育てる体験活動の促進として、地域の自然や歴史、文化等について学ぶ体験学習を、地域の方々の協力を得ながら積極的に導入するようになります。したがって、学校で学んだことを地域で子どもたちが主体的に生かしていく活動におきましては、教員も必要に応じて、地域の活動にかかわっていくことが増えてくようになると思います。以上でございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず1点目の民生委員の協力委員制度の確立でありますけれども、今、町長の答弁では調査研究を進めるということであります。ということは、やるのかやらないのか、はっきりしておらないわけでありますけれども、既に聞くところによると、今年度はちょうど民生委員の交代の時期に当たるというようなふうに聞いております。そういう状況の中で、39名の民生委員さんが、そのうちの何人かが交代されるんではないかと思うんですけれども、仮に39人全員が再任というような形になったとしても、今から調査研究を進めるということでは心もとないわけでありまして、もっと具体的に、協力委員制度を取り入れるのか取り入れないのか、取り入れるという前提で調査研究を進めるのか、調査研究を進めた上で、取り入れるか取り入れんかを決めるのか、その辺をはっきりさせる必要があると思うんですけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ガーディアン・エンジェルスの問題でありますけれども、そういう答弁が出てくること自体がおかしいわけでありまして、そのために事前通告をしております。

今回は特に、議運の中でも答弁をしっかりしてもらうために申し入れをしようということで申し入れが行ったはずなんです。それを思い出していただくとわかるんですけれども、私は質問する立場でありますから、パトロールチームの活動報告というのを受けております。その中で、やはり海田市駅、海田スケートボードパークであるとか、それから朝鮮学校、何回行ったとか、具体的にこういう私は報告書をもらっております。これ

は広島本部へ連絡をすれば、簡単に出してくれるわけですがけれども、執行部の皆さんは事前通告をして1週間時間があつたにもかかわらず、こういったものを取り寄せずに、ただ単に活動状況を把握してないから、今のところは考えておらんのじゃと、ただそういった活動については、有意義性は認めるけれどもというご答弁でした。

だから、そういう答弁が出ないために事前通告をして、しかも具体的に調べりやすぐわかることなんです、それを全然調べずに、答弁をつくっておられるような感じがするんですけれども、私は、これを渡してしもうたら、そこまで私がする必要がないと思って、これを渡してないわけですがけれども、そこら辺についてもうちょっと、どうも団体から直接来れば、そいじゃやるのかと、我々が言うたのでは取り合わんのんかというふうにも思うんですけれども、もう少し具体的に、ほいじゃこういうことをして欲しいという、団体から来れば拠点をつくるのか、それとも団体から来ても活動状況がわからんけりゃつくらんのか、そこら辺について、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、週5日制の問題でありますけれども、環境をつくるとか体験の場とか、環境をつくる必要があるんだというようなことを言うておられますけれども、具体性が全く出ておらんのですね、どうするんかということが。その具体性を私は聞いておるわけですから、もっと、いわゆる具体的中身のあるお答えをいただきたいと思うんです。

例えば、私は余り学校の教育内容そのものについては、無関心ではありませんけれども、この週5日制の問題についてそれをとやかく取り上げておるわけじゃないんですけれども、今のお答えでは、時数が減った分は基本的な内容に重点を置いて、基本的なものを身につけさせるから、いわゆる学力差は今までと同じではないか、また、学力差がなくなるのではないかというようなことを言うておられます。今、学校教育は、もちろん基本的な内容も教えながら、それが、例えばこうなるんですよという例を引いたりして教育をしておられる。それでも学力差がついて、ついてくる子とついてこれない子がはっきり出ておるというふうに聞いております。それが今のお答えでは、基本的な内容に重点を絞って身につけさせるという。身につかんから学力差が今でもついとるわけです。それを基本的なものだけを教えて、例えば例題とか何とかいうのを、もうやらんだということになると、どうしても塾へ行って、行ける子どもはですよ、行ける子どもは塾へ行ってまた勉強し直すというようなことが多くなって、例えば地域で何かやろうと思って保護者に声をかけても、なかなか保護者が集まってこないし、子どもも出てこない。そういう悪循環になるのではなかろうかというふうに思いますけれども、その辺

についてもう一度お答えをいただきたい。

それから、学校で学んだことが、地域で生かされるというようなことをおっしゃいましたけれども、それができんから、今地域で困っとるわけです。我々が地域で、先般も何とかこういったことになるから、週5日制ということを控えて、保護者の皆さんに集まっていたいて、相談を持ちかけようということで、保護者の皆さんに呼びかけました。小・中学校合わせて140世帯ぐらいの、南幸町だけでそれぐらいおってんですけれども、集まっていたいたのが15人ぐらいで、全く地域が呼びかけたんでは、これが実態なんです。学校が声をかけると恐らく集まると思うんです。というのは、小学校はそうでもないかもわかりませんが、中学校あたりになると、表現の仕方はちょっと悪いかわかりませんが、保護者にとってみたら、学校に子どもを人質にとられているようなもんです。ですから、何か学校で問題があっても、子どもというか、保護者が中学校になんか文句を言いたくても、文句を言うと子どもの内申に影響するんじゃないかというような危惧が、恐らくそれはないと思うんですよ、ないと思うけれども、そういうようなことを保護者が思われて、言いたいことも控えるというような実態が、そういうことも私らの耳に入ってきております。ですから、保護者に集まってくれ、こういうことをやろうと思うんだと言うて地域で声をかけても、なかなか保護者が集まってこない。それでいわゆる役、肩書きをつけられておる保護者が、仕方なしに集まるという現状なんです。これ、学校が一言声をかけて、こういうことをやるから、先生も行くからどこそこへ出てくれというような、それこそ紙切れ1枚子どもに持って帰らせたら、恐らく50%、60%ぐらいの人は保護者が集まるだろうと思うんです。そういうことをやるのかやらんのかということ、そしてその上で、その地域で何をするんかということ。

この質問の中でも言いましたけれども、5日制の問題で、県教委はチラシをつくって出しております。この中では、全く不思議なんですけれども、いわゆる信頼される学校を目指し、今まで、ほいじゃ信頼されてなかったんかということになるわけですが、広島県の教育委員会は、そういういわゆる新たな「教育県ひろしま」の創造ということで、確かな学力とか豊かな心とか信頼される学校、それでその下に保護者や地域の皆さんに教育への参画、協力をお願いしますと、こういうチラシをつくっとるんです。

これはだれに向けて配ったんか知りませんよ。それぐらい、いわゆる広島県の学校が信頼されていないような状況というふうに、私は判断したわけですが、海田は恐

らくそこまではないと思うんですけれども、全県的に見ると、こういう状況になっておるんだという。その中で学校の先生が、例えば今まで私、何回も申し上げましたけれども、子ども会の行事がある、子ども会の総会がある、学校へ案内しても担当の先生は一回も来たことない。いわゆる残業手当がつくのか、時間外というような問題があったんかもわかりませんが、ナシのつぶてであります。最近はあるけれども、時々南小学校から学校通信と言うんですか、昨日も来ておりましたけれども、時々おりるようになりましたけれども、いまだに地域の活動で学校の先生が来られたことがない。そういう中で地域へ何を求めとるんかというのが、この5日制の問題ではっきりしていません。

したがって、そういったことを教育委員会として、具体的にどう取り組むんかということ、私はお聞きしておるわけで、その点について、もう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）1点目の民生委員協力制度を取り入れるかどうかについて、ご答弁申し上げます。

先ほど町長の方からは、この制度の調査研究は行うというご答弁がございましたけれども、県外では実践事例がございます。恐らく県内では、もし実施するとすれば初めてで、主導的、先進的な取り組み実践ということになるかと思います。

民生委員さんを補完する身分の問題であるとか権限義務の問題、あるいは守秘義務遵守の問題、あるいはどここの程度までをその補完機能として可能なのかと、この是非等がございます。これらも含めて最初の答弁は、能動的に何とか実践できるような方向で検討、調査を進めたいというふうな意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校週5日制に絡む問題について、再質問にご答弁申し上げます。

まず、環境づくりにかかわってでございます。ご承知いただいておりますように、学校週5日制は、確かに14年度から完全実施になるわけでございますが、これに向けての取り組みというのは、もう既にかかなり以前から取り組みを始めておまして、例えば本町の具体例で申し上げますと、町内の各小学校にしても中学校にいたしましても、海田町について学んでいこうというようなことを、既に取り組んでおまして、これは総合的な学習あるいは体験的な活動の中での取り組みでございますが、そういう中でふる

さと館を中心としながら、ふるさと館の主事を学校に招いたり、あるいはふるさと館に行ってじかに郷土の学習をしていったり、さらにはふるさと館から瀬野川に出て、瀬野川の自然を学んでいったりというようなことで、既に郷土学習につながるようなものも行っておるわけでございまして、海田町に向けていかに関心を持たせるかというようなことは、そういう学習内容の中から既に行っておるわけでございます。

さらに、新たに施策として今取り組んでおりますのは、例えば「子ども放送局」という、これは国の事業につながるわけでございますが、要するに文部科学省の方から、子ども向けの番組をいろいろ放送してくると。これは専用回線でございますが、それを受像するための設備を各公民館等、各小学校区に一つずつ置けるような状態で、今取り組んでおるわけでございますが、こういう具体的な施策を通しながら、土曜日に子どもたちがその放送を視聴できるように、あるいは場合によっては、その中身を収録しておいて、それを例えば公民館の子ども向けの講座の中で生かしていくとか、こういうようなことも具体的にはいろいろ検討しておったり、あるいはそういうものが進んでおったりするわけでございます。

さらには、もう既に完成しております総合公園の立ち上げのときにも、将来的なこういう学校週5日制をにらんだ要素を多分に盛り込んでいただくということで、教育委員会としては要望しておるところでございましたり、あるいはキャンプ場の、今回のいろいろ改修が2次工事として計画されておりますが、その中でも学校週5日制に向けてのいろんな活用ができるようなことを、ここらも考えていこうということで、今教育委員会としては、いろいろ考えを整理しておるところでもございます。ここらあたりが、具体的な例えば環境づくりの一つになろうかと思うわけでございます。

それから、2点目の学校の学力差の問題、あるいは子どもたちの活動の保証といひましょうか、そこらあたりについてにかかわってのお尋ねでございました。先ほどご答弁申し上げましたように、学習内容が3割削減されて、いわゆる基礎的、基本的なものに整理をされてきた。従来は基礎的、基本的なもの、さらにはそれをやや発展したもの、そこらあたりの内容が非常に多うございまして、子どもたちが基礎的、基本的なことに集中するような時間的なゆとりがなかったわけです。100時間の時間が削減されましたけれども、この削減された100時間で指導する指導内容以上に、今回の内容削減はされておるわけでございまして、基礎的、基本的なことにかなり集中的に、先ほどの言葉で言いますと、繰り返し訓練していくという、そういう場が保証されてくるというこ

とになろうかと思います。

そういう意味で言いますと、基礎的、基本的な部分については、従来の子どもたちの基礎的、基本的な力が身につく、そういう状況に比べると、かなり今回は期待できるのではなかろうか、そういう意味で学力差が減ってくるのではなかろうか。もちろん発展的な応用的な学力につきましては、伸びる子どもはどんどん個性の伸長という面で、伸ばしていく必要もございしますが、底辺の底上げという意味で申し上げたわけでございます。そういう意味で言いますと、基礎的学力がかなりの保証をされていくのではなかろうか、従来に比べましてね。そういうふうな方向で考えられておるわけでございまして、そういう学力差をなくしていく一方で、土曜日あたりの休日が増えるということで、子どもたちが一層いろんな塾等へ行くことが起こり得るのではなかろうかなと、そういうことも想像されるわけでございますが、一方でまた、土曜日等に体験的な活動であったり、あるいはスポーツ活動であったり、そういうふうな意味の活動が一層伸長されていくと、あるいはそういうものに子どもたちが進んで取り組んでいくような場も想像できるわけでございます。

そういう機会に、学校としては、将来的には総合的なスポーツ活動といいましょうか、地域の運動スポーツクラブというふうなものとして、国としては考えておるようでございますが、学校週5日制が導入された当面は各学校でも、子どもたちが仮に自主的にクラブ活動の延長として、子どもたちが主体的に自主的に練習したいということであれば、学校としてもそれを受け入れなければいけないだろうと。あるいは学校としても、そういう子どもたちが来れば、当然ボランティアとして行かなければいけないだろうと、出なければいけないだろうというような考え方を持っております。

それで、先般の校長会でも、学校5日制の導入にかかわって、町民の方は、先生方が地域へ働きかけるということを、かなり期待しておいでになるんじゃないかなというふうな面で、ボランティア的な活動が増えるのではなかろうかというように申し上げております。しかしながら、我々としましては、これはあくまでも学校の休日というふうなことで、職員の勤務時間数の問題もございします。そういうような意味で、我々が強制的に土曜日に行事をもっとやってくれというような言い方は、とてもじゃない、学校の方へできません。したがってこの辺はあくまでも、先生方のそういう地域に向けての思い、地域に向けてのボランティアの気持ちを一層盛り立てていくための、私どもはアドバイスをしていかなければいけないのではなかろうかなと、こういうように思っ

ております。

ただ、地域の皆さんが学校と十分連携をとっていただいて、こういうふうな行事をするので、ひとつ学校も力をかしていただきたいというような思いでお話をいただきますと、学校としてはできるだけのことをしてくれるような状況というのは、できてくるんではなかろうかというふうなことを期待はしております。また、そういう面での指導もしておるところでございます。

それから、県の情報誌でございますが、これは一般の家庭向けの、県民に向けての情報でございます。今県が打ち上げております義務教育改革というものの取り組みにかかわって、いろいろな施策なりいろいろな考え方を持っております。それを県民の皆さんに理解いただくと。そういうものを踏まえながら、それぞれ地域でも授業を持っていたり、あるいは学校と地域が連携をとりながら、そういう子どもたちの育成に努力していこうと、こういうような思いで配布されておるもんだと承知しております。以上でございます。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、ガーディアン・エンジェルスに関して私の方が幾つか資料を求めて、いろいろと関係者とお話をしましたところの情報をお話したいと思います。

まず最初に、私は広島県の警本部の方に、この会の設立のいきさつ、あるいは活動の状況についてお尋ねをしました。そのときに詳しいお話を聞きながら、さらにこの会の活動については、東京本部の方に求められれば、行政とこの会がどうかかわりで活動しているかというふうな、幾つかの事例を示されると思いますというご意見をいただきましたので、東京本部にもお電話を入れまして、これまでの活動状況についての資料をお送りいただきました。

それから、どうも広島とは離れた地域の事例ばかりで、私が求めているものとは少しずれておりましたので、さらに広島本部の方にお電話を入れて、詳しいお話をしました。

今、海田町周辺をパトロールしてござっておりますガーディアン・エンジェルのグループは、広島東パトロール隊という名称で、毎週土曜日の夜に、7時集合ということになっておるようですけれども、2時間半ぐらいかけて町内を徒歩でパトロールをしてくださっております。その状況についても、私も何度か隊員の方からは、状況については報告を受けているところでございますけれども、議員さんが大変ご心配をしてらっ

しゃいます活動の拠点につきまして、いろいろと町の現在使うことができる可能性を持っている施設について、担当の課と相談をしまいいりましたけれども、この会を支援するような形での使用というのが、なかなかいい形で見えてきておりません。まだ模索をしている段階でございます。幾つか候補の施設は当たっておりますけれども、まだ結論に達していないという状況でございます。

この夏は、特に広島市内の方の青少年の活動が非常に心配だということで、この夏の間は広島東パトロール隊は、市内の方への手助けということで、海田町内はイベントのとき以外は巡回をしていращゃらないと思います。ただ、9月の1日の土曜日は、海田町のスケートパークが最後の巡回コースだったと思います。私が10時過ぎに帰ります折に、ちょうどスケートパークで円陣をつくって、最後の会合をしていращゃるところを見かけておりますので、本当に夜の遅い時間まで、こうした活動をいただいてる現状を、私は把握をしております。

隊の方には、町のそうした活動拠点の今後の方向について、皆さんとは相談をしながらいい方向に何とか持っていきたいんですけれどもという、現在の進捗状況も説明をしておるところでございます。以上です。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず、民生委員協力制度でありますけれども、これは民生部長お答えのとおり、まだ広島県では取り上げたところはないようでありますんで、県へ相談してもわからんと思います。ですから、むしろこういうことを現実にやっておる自治体が、海田町より世帯数も少ない、人口も少ない町で、面積は海田町より広いと思いますけれども、そういったところで、具体的にやって成果を上げておるというところがあるわけですから、そういうところのやり方、方法を研究すれば、十分即取り組めるんじゃないかと。しかも県内では初めてということでもあります。いわゆる広島県で、それこそ先進地になるような形で、広島県内全部に広げるような、恐らくどこの自治体でも困っている問題だろうと思うんですけれども、そういうことを始めてもいいのではないですか。何か一つぐらい、海田町が広島県内で誇れるようなものを作って、それを広島県内全域に広めるようなことになってもいいんじゃないかと思うわけで、それだけの気概があるのかないのか、もう一度お答えを願いたいと思います。

それから、今社会教育課長がお答えになりましたけれども、今の報告を聞いておりますと、現状を把握してないので、いわゆる団体からもちょっと来てないし、取り組む気

はないんだというふうに言われた町長の答弁とは、かなり食い違った答弁になっておるので、私が手元に持っておるパトロールの活動報告と同じような内容の報告を、課長は受けておられる。それで私が質問の中でも申し上げましたように、これは東京の方で一番最初にできたわけでありまして、大都会のガーディアン・エンジェルスと、広島でできた広島本部という活動の中身が違うんだということを申し上げました。だからいわゆる特異な活動をしておるので、注目をされておるんだということも申し上げました。まさにそのとおりなんです。今課長が東京の本部へ問い合わせたけれども、意に沿うような答えがなかったという、もう当たり前のことなんです。都会でやっている活動の内容と、広島本部でやっている活動の内容は全く違うわけでありまして、そのことがあって、特にこのガーディアン・エンジェルスと、広島本部というのが、注目を浴びておるといふ特異性があるわけですから、そういったものに対して、今課長の話では何とか考えておるんだというふうにお聞きしたので、私も安心はしたんですけれども、町長の答弁の中では、全く来ていない、団体から直接要求があれば考えてもええというふうなお答えだったので、ちょっとがっかりしたわけでありまして、今の課長のお答えを聞いて、何とか前向きに話が進んでおるんだなというふうに判断をしたわけですが、その判断が間違っておるかどうか。

それから、学校週5日制の問題でありますけれども、今教育長がお答えになったことは、学習内容の中で、どういうんですか、社会科の勉強の中で海田町について学んでいこうと、いわゆる海田町の中身が濃い副読本ができておるわけで、その副読本を中心にした学習内容ではないかと思うわけです。それで、私は質問の中でも申し上げましたが、例えば第3日曜日というような表現をしましたが、例えば土曜日でも日曜日でも、それは第1でも第4でもいつでもいいわけですが、海田町内の学校のクラブ活動も全面的に休んで、そしてその日は、今の教育長の表現では、先生が各地域に出て行って、地域の皆さんと一緒に子どもを何か遊ばすといいますか、ただ単に遊ばすだけじゃなしに、遊ばす中にも教育的な要素、体験を生かすような地域でのそういった行事といいますか、そういったものを積極的に取り組む気があるのかないのかということをお聞きしたいわけなんですけれども、今言われたように、例えば子どもの放送局をつくって、各公民館ごとにやったとしても、それじゃその放送を聞くためには、家の中におらないけんわけでしょう。私たちが思ってるのは、地域で、地域でというのはやっぱり閉じこもりがちな子どもを外へ引っ張り出して、今日のような天気の良い日には

外で遊ばすという、遊ばすという表現は悪いかも知れませんが、子どもに好きなことをやらせると。それも地域の皆さんや保護者の皆さんと一緒にやるんだという、今、今日ちょっと触れましたけれども、世代間交流事業というのを高齢福祉課が主催をしてやっております。これ、年に4回、私の地元でもやりますけれども、6月に第1回目をやったときには、子どもとそれから老人クラブの会員と子どもの保護者と、両方、この3者で約60人ぐらい参加をしてくれました。それで朝8時半から昼過ぎの3時ごろまで、一緒にいろんなことを、ゲームをしたりして遊んだわけですが、そういうことが毎月できるような状況をつくっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

そのためには、学校へ相談に行ったら、学校の先生は対応してくれるんじゃないかということじゃなくて、学校の方から積極的に出向いて行って、例えば来年4月からこれが始まるわけですから、それまでに各地域で保護者会でも開いていただいて、それでこういうことになるから、ひとつ地域の皆さん、学校もここまで協力するから、地域の皆さんも協力してもらいたいというような話の中で、それぞれの地域の特徴があると思うんですけれども、その地域の皆さんと保護者の皆さんが相談をして、それじゃこういうことをやって、一日有意義に過ごそうじゃないかというような企画立案を立てて、できるかどうか。

それには、地域だけに任せとったんでは、先ほども申しあげましたように、幾ら我々が保護者に声をかけても集まってくれん。これは学校が一声声をかければかなり集まるんじゃないかと。そこら辺でなれさせていって、その地域の皆さんが声をかけても、これはおもしろい、有意義なんだということで、どんどん子どもや親が参加するような雰囲気をつくっていく必要があると思うんですけれども、そういったことを考えておられるのかどうか。今のお答えでは、どうもそういうものが見えてこないと思うんですけれども、いかがでございますか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）民生員協力委員制度についてのご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘の県外事例でございますけれども、我々の方で調べた結果では、県外事例の協力委員制度が、市町村長の推薦に基づいて、県の知事とそれから県の民生委員の連合体、上部組織の連合体の連合会長による委嘱と、こういう形のようにございます。ですから、県内で先導的な事例になるだろうというふうなお話を申し上げて、そこまで熟度が増し

ていけるかどうか、それから、あるいはそこまで熟度が増さない場合には、単独で補完する機能が可能なかどうかと、こういうことの、それならばどこまでを民生委員法に基づく民生委員さんの補完する協力委員制度で確立できていくのかと、こういう、あるいは違法性があるなし、ここらについてもこれは手戻りが許されませんから、十分にその辺のところをよくよく吟味した上で、先ほど申し上げましたように、制度確立が可能な範囲でどこかということについて検討を進めるんだと、こういう気概でやりたいという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、ガーディアンの関係なんですけども、まず申し上げておきたいのが、このガーディアンの活動につきまして、青少年の健全育成の観点から言いますと、非常に有効な活動であるというふうに、我々も認識をいたしております。ただ、このガーディアンにつきましては、民間非営利団体ということで、ボランティア団体でございます。我々として現時点で考えておりますのは、やはりボランティア団体の中に、行政がすぐ入っていくべきものであろうか、あるいはボランティアの団体として、自主的な部分を重んずるべきではなかろうかというところで、今考えております。

もう1点は、このガーディアン・エンジェルスの広島支部、あるいは東パトロール隊というのは、できてまだ歴史が浅うございます。これから彼らたちがどういう活動をし、どの程度の活動ができるかということ、今からまだ見守っていく期間が必要であろうと。これに行政が連携をして、物事ができるという判断ができる時期が来ることを願っておりますけれども、そうした時点の中では、行政とガーディアンがどういう連携をとっていけるかということの判断をしながら、今ご要望の施設等もあわせて考えていく時期が来ればいいかなというふうに思っております。現在も、実は着がえ等につきましては、既存の施設、ひまわりプラザ等の開館時間内ではありますけれども、そういったロビー等を着がえの施設に使っていただいております。今申しましたように、今からの彼らの活動、これを見守っていき、その状況によっては行政と連携をして、青少年の健全育成と一緒に努力はしていきたいというふうに思っております。

もう1点の学校週5日制に伴う施策の件でございますけども、先ほど教育長が申しましたけども、現実、教育が今から変わってまいります。これは教育が変わっていくと同時に、子どもたちを家庭や地域に帰していくという最大の目的があるわけです。こういった中で、家庭も変わっていただく必要がありますし、あるいは地域も変わっていただ

く必要があるわけでございます。

では、それじゃ地域が何をすればいいのか、家庭が何をすればいいのかという疑問、これが出てくるだろうと思います。基本的には各家庭、各地域が考えていただくことなんです、町としてそれとあわせて考えておりますのは、現実では何をしたいのかという疑問が生じるというふうに思っております。そういった中で、これから社会教育の活動の中で、1つはそういった保護者の方、あるいは地域の方、子ども会あるいは自治会あたりの方々に対する、それじゃ地域で何ができるか、あるいは家庭でどういうことをしたいのかというような啓発活動といいますか、例えば研修会とかそういったことについて、14年度にはやっていきたいなと、まだ具体的な施策まで至っておりませんが、そういったこともやっていきたい。

それから、今生涯学習の基本的なプランをプロジェクトを組んでやっておりますけども、ここの中で行政の1つの方向としまして、出前講座というようなことも考えております。あるいはボランティアの方の登録制度も考えております。こういった中に、先ほどおっしゃいました学校の先生あたりも、ボランティアの登録という中で、そういう地域に出向いていけるボランティアとして、登録をしていただけるという方策もあろうかと思います。そういった中で、それぞれが地域の中で考えながら、そこに地域の学校の先生も指導者として出て行くというような制度を、これから早急につくり上げて軌道に乗せていきたいというふうに考えております。

また、現時点、今年度で予算化しております「子ども放送局」、これにつきましては、少し誤解をしておられるところもあるんですけども、これは各家庭で見るものではなくて、各施設、海田町でいいますと西公民館、図書館、それからひまわりプラザ、この4カ所に今年度設置をいたしますけども、ここに子どもたちが集まってきて、その放送を見ながら、いろんなことを体験したりとか考えたりとかというようなシステムを考えております。これも、14年度からそれをどう運営していくかを、今から具体的に詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）13番住吉君。

○13番（住吉）13番住吉でございます。さっそく質問をいたします。

まず1番目は、防災計画の見直しはどうなっておるのか、その完成はいつなのかということについてお尋ねをいたします。

この2月1日が防災の日でございます、県内各地でも防災訓練とか、あるいは防災

セミナー等が行われておりますが、昨年の12月議会において、私が防災計画の震災対策編は県の計画のコピーであり役に立たない。見直しを要求しましたところ、町長も計画の不備を認められまして、見直しをすると答弁をされております。その後、今年の3月24日に芸予地震が発生しましたが、常々私が申し上げておりますとおり、地震に対しては全くなすすべなしの状態で、震災後40日もたって災害防止対策調査特別委員会をですね、開いて、まあ、その日にちだけではできなかったですがね、きましたところ、震災対策については全く答弁のできないようなお粗末な対応であったことが判明いたしております。「災害は忘れたころにやって来る」というのはもう古い言葉でありまして、忘れないうちにやってまいります。そんな予兆があります。この防災の日に当たりまして、京都大学の地震予知研究センターの梅田康弘教授は、今後は地震は西日本に、地震の活動が移ったということを明言しております。だから、忘れたころではなしに、いつ、明日でも来るかも、今来るかもわからんという状況を考えて危機管理をしなきゃならんだろうと思います。この問題は町民の生命、財産にかかわる重要な問題であります。防災計画の震災対策編の見直しはどのようにいつ完了するのかということを明確にお示してください。

2番目は町長の対外活動の消極性に疑問を持っておると。もう少し積極的に活動していただきたいということであります。対外活動というのは、町外あるいは海田町の役場外に対する活動であります。最近町長の対内外の公の機関及び団体・組織等の行事への招待に対応する出席が極めて消極であるというふうに私は判断しております。町長のこうした姿勢は町民にとっても、町にとっても決してプラスにはなりません。大きなマイナスになると考えております。この点を町長はどのようにお考えになり、今後どのように活動されるのかをお伺いいたします。わかり切ったことだからちゃんとした答弁をいただきたいと思います。いただかなければ、過去の事例を全部さらけ出して公表するつもりでおります。

3番目に青少年健全育成は教育委員会の使命ではないかということにつきましてお尋ねいたします。

昨日の新聞でしたかね、広島県の高校、中学、小学校の暴力事件は、広島県ですよ、これは。1,991件に上っておると。そのうち五百五十数件が教師に対する暴力であると、教師が被害を受けとると。実に情けない状況にあります。ワースト6であると。もう、ぶりから広島県は6番目だというような状況で、情けない状況であります。そうい

う状況の中で、私、考えますのに、青少年の健全育成は武道とかスポーツを通じて身心を鍛錬することが極めて有効であるというふうに考えております。文部科学省もこれらを重視しまして、最近はかなり補助をつけて、その活動を重視しております。そのごく一例を申し述べますとね、私、9月の23日から25日まで、蒲刈の県民の浜の体育館におきまして中・四国少年武道練成大会というのに参加してまいりました。これは広島県が主管の県でありますので、私、責任者としてですね、3日間ついとったわけですが、本当に小学校は小学1年生の女の子から、高校は高校生までの男女がおりますけどね、3日間、この暑い中で防具をつけて1日やったらへとへとになるんです。それでも我慢をして、それに耐えて、しっかり訓練をしてまいりました。さしてまいりましたけども、その3日間ですばらしい成果を上げて、私は褒めといたんですがね、すばらしい成果を上げました。こういうものを、スポーツとか武道を通じて子どもたちに我慢をする精神を養っとけば、こんな先生に暴力を振るったりね、暴力事件が1900何ぼも起こるようなことはないと思うんです。そういうことがおろそかにされておるのではないかと。されておるんですよ、実際に。

ところが、青少年健全育成を重視しなければならない我が町の教育委員会はそれに逆行するようなことを行っておられるというふうに私は判断しております。これも一例ですがね、町内の小・中学生数十人が町外の者も若干加わっておりますが、バスケットクラブというのをつくって活発な活動をしておりまして、県内の大会にも出て優秀な成果を上げております。そのクラブは昨年度末をもって、勤労青少年体育館の休館日を数年間利用して練習しておったけども、教育委員会が今年度になってそれを使用してはけしからん、やめなさいというふうな指示か命令か出しております、強い態度で。それで、仕方ないから現在では練習施設の空いた日に空いたところを利用しております。練習量は半減しておるといいます。せっかく積極的に活動して、少年スポーツクラブが芽を伸ばしておるのに、その芽を摘み取るような行為をするのは、教育委員会としてあるべき姿ではないというふうに思いますが、その点をどのようにお考えになるか、お尋ねいたします。

4番目は、職員の臨時採用は厳正に行えということであります。

前議会である議員から取り上げられまして以来、町民の方から厳しい怒りの声が届いております。各種法令や条例ではね、最終的に、ほとんどがそうですね、町長の判断にゆだねられておって、ただしこういう場合は町長によって許可することができるという

ふうに条例化、あるいは文章化しております。これは権限というよりも、大きな、町長に権力を与えておるわけですね。ところが、現在のような厳しい就職情勢の中では町長の厳格な姿勢が望まれると思います。私は常に申し上げております。トップ、町長以下の意識改革を強く要求しておりますが、この点について町長はどのように判断されておるのかということについてお答えをお願いします。終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問の1点目、2点目、4点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1点目の防災計画の見直しの完成の質問についてお答えいたします。防災計画の見直しについては、現在、資料等の収集を行っているところでございます。次に、運用面の見直しにつきましては、まず、4月に初動体制マニュアルを全職員に配付し、防災行政路線のマニュアルの作成等を行いました。また、庁内組織の役割分担を明確にし、災害に迅速に対応できる体制づくりを進めております。さらに、自主防災会の組織化、育成を図るため、各校区ごとに関係各機関の協力を得ながら順次防災訓練を実施し、災害時に対応できるよう考えております。本年度は11月に海田西小学校校区での訓練を予定いたしております。防災資機材についても各水防倉庫に配備しております。また、各消防団の積載車等の配備につきましても、今後充実させていく考えでございます。その他の項目につきましても、関係各機関のご意見を伺いながら町の実情に即した内容にしたいと考えております。防災計画の見直しの完成時期は、今年度末を目途に考えております。

2点目の公の機関及び団体組織等の行事への招待に対応する出席が消極的であるとのご質問についてお答えいたします。行政の運営にあたって、各種団体との交流は行政活動に活性化をもたらすものであり、重要なことであると、このように考えております。私といたしましては、極力出席するようにしております。私が他の用務と重なる場合は、助役、収入役または担当部・課長に代理出席させており、決して消極的な対応とはなっておりません。これからも各種団体の行事に参加し、協調連携を図ってまいります。

4点目の職員の採用は厳正に行えとのご質問についてお答えいたします。本年6月議会でもお答えいたしましたとおり、結婚や病休など人事的な変動があり、組織の維持管理の立場から、今までの経験、勤務成績、健康状態を見るに、十分職責にたえると判断し、選考採用をさせていただいたものでございます。

3 点目につきましては教育委員会から答弁いたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）青少年健全育成に関する質問にお答えをいたします。ご指摘の団体につきましては、創立から5年が経過しておりまして、当初の活動、運営内容、これが大きく変わってきております。発足当時は、海田小学校の児童が学校を代表して大会に出場するために、学校のクラブ活動として海田小学校の先生の指導のもとに、勤労青少年体育館において活動してきたものでございます。いわば学校の中にある体育館の代役といいましょうか、代わりとしてそこを使っておったということでございます。しかしながら、指導者の異動あるいは活動形態の変化によりまして、現在では学校のクラブ活動として位置づけることができなくなってまいりました。

教育委員会といたしましては、青少年の健全育成という観点から、この団体の今後の活動をバックアップしていくために、これまでスポーツ少年団へ加入を指導してまいったところでございます。しかしながら、この団体の内部事情もございまして、いまだその実現に至っておらないのが現状でございます。また、勤労青少年体育館の休館日であります月曜日の使用は、海田小学校のクラブ活動としての位置づけがない以上は、他の団体との公平性、あるいは安全管理の点からその使用を制限させていただき、あわせて他の施設の使用について斡旋をさせていただいておるところでございます。したがって、決して教育委員会の使命をおろそかにしておるものではございません。

現在、スポーツを楽しむ団体が非常に増えておりまして、勤労青少年体育館の利用要望にも、なかなか応じ切れなくなっておる現状がございますことから、月曜日の開館につきまして、現在準備を進めておりまして、できるだけ早い時期にスポーツの愛好者のご要望にお応えしたいというふうな考えでおります。以上でございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）防災計画の見直しにつきまして、町長はいろんな自主防災組織のこと、あるいは防災訓練をやるとか、いろんなことを申されましたが、それよりも、防災計画をいつときも早くつくってですね、今年度いっぱいといったらもう1年が来るわけですよ。地震がそれを待ってくれるのかなと心配をいたしております。先ほど申しましたように、芸予地震のときには、本当に対応が全然できとらんです。我々はああいう状況では非常に心配しておるわけです。だから、やはりいつときも早く立派な防災計画をつくっていただきたいというふうに考えます。

そのためにごく一部の事案を提示してみますとですね、第3次海田町総合基本計画の中に示されておるんですね、地区が。第4編、第1章第2節に海田町の地区を、まあ小学校区域に大体分けておると思うんですが、南、東、西というように4つに、中とね。分けております。そん中でこれと関係のあるのは中の問題で、中の地域ですね。駅の北口あたりは非常にそういう災害に対して弱いということをはっきり明示してあります。ところが、この町の示された防災対策編ではそういう具体的なことは全然ないんですね。本当に県のそのままコピーなんです。警察力を利用するとかね、自衛隊に要請するとか、そんなことは県のやることなんです。そういうことで、今の4つの地域を具体的に地域分析をする。それぞれ土壌、土質も違うし、建築物も違う。建築物の密集度も違う。道路の状況も違う。それを多く分析をして、その地域の特性に応じた計画を、町であつたらせめてその4つくらいに分けて具体的な計画をつくるべきだと思うんです。例えば一番問題があるのは、震災に弱いのはやはり、駅の北口付近だろうと思うんです。木造の古い建物がいっぱい密集しておる。道路も狭い。ここらを挙げてどこで火災が発生したら、どの地域で防御するんだ。第1線防御はどの線でやるんだ。どの道路でやるんだと。こっちで発生したらどの道路でやるんだと。第2線防御はどこでやるんかというところまで決めておかないと町の計画ではないんですよ、具体的な。今までの大まかなね、町全般を考えて。県ならええですよ、細かく分けてこういう場合にはどうすんだというようなことを検討していただきたいと思います。前にも申し上げましたが、西の方じゃったら特に津波あたりが一番問題になるんです。あるいは満潮時に堤防が切れたら、2メートルくらいは来るんですからね。今の、この前町が発表しましたとおり、西の地域は。浸水するんですから。そういう特性を踏まえた具体的な計画をつくっていただきたいというふうに考えます。まず、その点についてどのようにお考えになっておるかをお知らせいただきたい。防災訓練とかなんとかやっとなのは当たり前のことなんですから、それを強調される必要はないというふうに思います。

それから2番目の町長の対外活動につきましては、積極的にやっとなと申されますが、私の出たいろんな会食等におきましてね、近隣の町長が全部来てあいさつされておるのに、ほとんどうちは町長が出られない。もう2年も3年も出ておられないと。したがって、海田町の町長のお言葉は残念ながら聞かしていただけないというようなことがあります。その、細かく申し上げれば切りがありませんので申し上げますが、本当にこれで積極的におやりになっておるとお考えになっておるのであれば、もう一度ご検討いた

だきたいというふうに思います。細かく言わん。恥をかかすようになるからね。言いませんが、もう一回考え直していただきたいと思うんです。これは細かく言えば切りがないんですがね。

それから、青少年健全育成におきましては、これは問題があると思うんです。スポーツ少年団に入れと言っても入っとらんとかね。あの施設は月曜日は休館日になっとるから使えないとか、これはへ理屈であると。本当に青少年健全育成をしようと思えば、その代替をどうして月曜日を使うようにできるかということを考え実行するのが教育長じゃないんですか。これは使用できない、休館日だからできません言うて、ぼんと逃げるんじゃないんです。教育長とか担当課長は要らないんです。何のために教育長とか担当課長がおられるのか。青少年健全育成の芽を摘むためにあなたらおられるんかって思いますよ。青少年のために汗を流すのがあなたらの職務じゃないんですか。私は考えますよ。あれが休館日じゃろうが、使おうと思えばね、一番心配なのは火災が起きたり、管理の問題があると心配されるんじゃないだろう。それは責任逃れなんです。そうじゃないんですよ。あのね、委託をしておられると思うんですが、その方は年間通じてやっておられるから、休館日の日だけを1名か2名、近所の人に委託をして、使用が終わったら後始末の点検、火災、盗難の予防、ちゃんと点検してもらって、それを記録してもらって、それだけ委託料を払えばできることなんです。これは私のごく一案ですよ。一番いいのはやはり、私が公民館の休館日をなくせって何回も申し上げて、やっと実行に移したときにね、将来はこういう町民サービスの各施設は休館日をなくしなさいというお願いをしたところ、考えますと言われて、あれから何年かたっておると思うんですね。一番いいのはその方法なんです。休館日をなくすればいいんです。それはあなたらの怠慢じゃないかと思う。町民サービスというもんはそういうもんですよ。ただ条例がこうなっとるから、休館日になっておるから、そんなものはやめてしまえと。使えませんかよって町民に冷たい返事をするのがあなたらの仕事なんですか。それが町民サービスというもんですか。そういうところがどうも私は合点がいかない。納得できない。町民のために、あなたらおるんじゃないんですか。だめだと言って断ってしまう。町民の方が申されておる。特に教育委員会は暗い、冷たい、明るさがない。行っても本当にもう厳しいことを言ってくれるから、申し上げにくい、理由が言いにくいということを言っておるんです。もっと明るく、町民に対してサービス精神をもってやるのがあなたらの仕事じゃないんですか。町全体に言えることだけど、教育委員会は特にそうだ。休館日だからだめだと言う

なら、わしでもやるし、子どもでもできるでしょ、言うことは。それをいかにして町民サービスし、青少年健全育成のためにやってくるのか。それがあなたの仕事じゃないですか。それをひとつお答えください。はい。再質問はそこまで。

○議長（河野）地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（望月）失礼いたします。先ほど防災計画の見直しについて、地域の特性を生かしたらどうかということなんで、議員ご提案のご意見を踏まえて、早期に作成していきたいと思っております。以上です。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）ご指摘の団体の活動、あるいは勤労屋体の使用状況、そういった点について再度お答えをいたします。非常に教育委員会のサービスが悪いんじゃないかというご指摘でございますけども、あくまでこの団体については、先ほど教育長が申しましたように、現段階では任意のスポーツ団体としか認めがたいというのが正直なところでございます。ただ、サービスが悪い、町民サービスをどう考えとるんかということなんですが、教育委員会としては、それだけで、断るだけでは、おっしゃっておりでございます、そうあってはならないというようなことで、この団体がより使いやすい方向、それは何であるかということの考え方に基づいて、これからの利用の申し込み、あるいは利用料、そういったことを考え合わせたときに、スポーツ少年団に加入することが、一番この団体にとって有利であると、今後の活動にとっても、活動しやすい団体になり得るということで、これまでスポーツ少年団への加入について、ご指導をしまいったところでございます。

あわせて、以前からご指摘のありました、月曜日の開館、これも開館に向けて準備を進めてきたおったわけなんですけども、先ほど教育長が答弁しましたように、早い時期にこれを月曜日をあけていくという方針でおります。明確に申しますと、できれば10月からは月曜日の開館をしたいということで、今、鋭意進めておるところでございます。ただ、あくまでこの勤労屋体をお使いになるのは、いろんな団体があります。月曜日に使いたい団体は、ご指摘の団体だけではございません。そういったことで、それぞれ公平性、あるいはそういった利用のルール、それに基づいて利用していただくということについては変わりございませんので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。できるだけ早い時期、開館に向けて進めてまいりますし、これからも教育委員会として、住民サービス、あるいはそういう青少年育成団体への指導については、

鋭意努力し、進めてまいりたいという気持ちでおりますので、ご理解いただきたいと思
います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）防災計画につきまして再々質問をいたします。お願いも含んでおります
けどね、答弁をお願いいたします。

町長はこれまで防災計画はもちろんでありますが、あらゆる計画を決定する場合にね、
町長委嘱の委員会にかけられるが、議会に対しては全員協議会で説明される程度でね。
その中でも、もう既にでき上がった計画を持って来て、我々に突きつけて、これを認め
えというふうなことが多いわけであります。この防災計画につきまして、ほかのものも
一緒ですがね、災害対策特別委員会というのがあります、その委員会を開いて、今のよ
うなことは審議さしていただきたいというふうに思います。越権行為かもわかりません
がね。しかしながら、今のような計画ではどうしようもないんでね。素案の段階で、全
員協議会でもいいですよ、それが気に食わなければ。素案ができた段階で言っていだ
ければ、私どもは災害対策調査特別委員会を開いて、その中で検討し、一応の案等の提
案をしたいと思います。それにつきましては、今までのように、できたものを持って来
て、当日配付してね、おい、これ認めえというふうな説明をしたんではだめなんです。
議会無視だろうと思う。まず、1週間以上前に素案を持って来て、議員に配って、十分
に議員が勉強してきて審議し、意見を提出できるような状況を整えるのが執行部の、助
役、笑つとるんですが、仕事じゃないんですか。今までそういうことが多かったんですよ。
できたものを持って来て、ひょいって突きつけて、議会、認めなさいというようなことが
多かった。そうじゃなしに、やはり早目に素案を持って来ていただきたい。そのために
は議員の個々のところに早く配付をしていただきたいと。何の資料でも同じですよ。何
とかして議員の質問を逃れようかというふうに感じられんこともないよね。いろんなこ
とを直前に持って来て、ぱっと配って、もうこれ、採決しようっていうようなことが多
いから。そういうようなことを考えていただきたい。それを今後どういうふうにする
かということを防災計画のところでは、お尋ねいたします。

青少年健全育成のところね、まだ自分たちの責任を逃れようとしておられる。なぜ
任意のスポーツ団体がいけないのか。スポーツ少年団でなけりゃあなぜ支援ができない
のか。そういう考え方が間違つとる。意識改革をしてほしいというのはそこなんです。
どういう団体でもいいじゃないですか。少年がスポーツをして、一生懸命伸びようとす

る。スポーツしてる子は茶髪の子も少ないんです。今の、この間終わった高校野球でもそうでしょう。優勝するとか、あこへ出てくるような高校生は茶髪が一人でもおられますか。むしろ短く刈って、苦しいことに耐えておる。こういう子どもをつくればいいんですよ、教育委員会とすれば。それが使命じゃないんですか。何が、そのスポーツ少年団に入らなきゃいけないのか。そういう考え方を改めてほしい。だから私が声を大にして、強い口調で言っとるんです。教育委員会は、教育という言葉が頭についとるから、エリート意識を持つとるかもしれん。誇りがあるかもしれん。それは内に秘めたものであっていいんですよ。町民サービス、青少年の健全育成にいかに関与するかということが大切なんじゃないですか。冷たいとかね、明るさに欠けるとかいうのは、そういう意識ばかりあって、本当に町民のことを考えて仕事をしてないからそういうことを言われるんじゃないんですか。言葉づかいにしてもそうなん。ちゃんとやさしい笑顔でもって、やさしく対応するのが町民サービスじゃないんですか、親切に。本当に情けないですよ。ここを、教育長、考えを改める必要があると思うが、どう思うか、お答えいただきたい。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）防災計画の見直しにつきましては、幾つか議論しとくべき要点があるように思います。災害対策特別委員会等の場を含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）住民サービスの思いについては、私ども常に心がけておるところでございまして、これについて一步でも後を引くものではございません。しかしながら、先ほどの団体はですね、いわば、私どもの承知しておりますメンバーはですね、かなり町外の子どもがいるというような状況もございます。それから、実際の活動をする上で、場を与えていく、いわゆる任意団体としてですね、活動の日になりに場所なりを提供して、ここでどうですかという話を提供しているわけでございますが、指導者の日程が合わない。指導者が2カ所でその指導しておるために、指導者の日程が合わないから、そこではだめだから使えない。こういうふうな、いわば団体の内部事情と申し上げましたのはそこでもございまして、そういう事情がございまして、いわばそれはわがままであるというような観点を我々は持つておるところです。余りにもわがまを述べるということは、ほかの団体に対して公平性を欠くというような視点から、そういう指導をさしていただいておりますわけでございまして、住民サービスの視点から、

我々が弱腰になっているというところはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）暫時休憩します。２時３０分まで。

~~~~~○~~~~~

午後２時１９分 休憩

午後２時３０分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。４番、桑原君。

○４番（桑原）４番、桑原でございます。本日は３点、質問をさせていただきます。第１点、教育問題についてでございます。これは７月の３日、総務文教委員会でいろいろ論議を重ねたわけですが、その後の動向、結果について尋ねるものでございます。（１）海田町立学校評議員の設置状況及びその運営状況如何。（２）学校及び生徒の安全性の見直しに係る海田町の対応方針、方策如何。（３）教科書の検定、採択、書き換え要求等、いわゆる教科書問題について町長の見解を問うものでございます。

大きな２番、土地区画整理事業等についてでございます。（１）町は２回にわたる住民不在の説明会を開催する等、海田市駅南口土地区画整理事業を進めようとしております。事業計画決定も行われていないＪＲ連続立体交差事業との一体性の見地から、これは公序良俗に反するものではございませんか。（２）海田市駅南口土地区画整理事業、連続立体交差事業及び中心市街地活性化事業等における、各事業工事区分の限界を示されたい。また、各事業の工事予算の執行、進捗状況はどのようになっているのか。これにつきましては、平成１２年３月、海田町制作の「かいた『市』の再生」を主として、１０５ページから１０９ページ、事業工事一覧表がございますので、それを参考にしていただければいいと思います。（３）上に述べました３事業に係る長期年別資金繰り表、資金運用表を示されたい。（４）本年７月３０日に、「海田町窪町の幸せを守る会」から、海田町長あて提出されました趣意書に対する町長の見解を問うものでございます。

大きな３番、町行政に係る重要課題の取り組み、進捗状況についてでございます。

（１）行政改革、特に人件費、定員、庁中常用経費の削減等、これらの財政面への反映状況はどうなってますか。（２）地方分権関係でございます。第１号法定受託事務、第

2号法定受託事務別取り扱い状況等でございます。これは地方自治法第2条の8項、9項に関するものでございます。（3）各種法人、団体の見直し、これは今国が特殊法人等の見直しをやっておりますけども、これに関連したことでございまして、海田町における公の施設を含め、関係法人、各種団体に係る公益性及び財政運営面からの見直しの状況、地方自治法第244条の2、同法232条の2、同法241条関係でございます。そのほか、関係法令が関係してますんで、大きなものは公有地の拡大の推進に関する法律、これは土地関係の公社の関係でございます。（4）合併問題でございます。市町村合併特例法の要件を踏まえまして、海田町の民意反映の方法、時期とその対応に関する取り組みの状況。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問の2点目、3点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

土地区画整理事業等のご質問についてお答えします。2の1点目の連続立体交差事業との一体性についてのご質問でございますが、土地区画整理事業と連続立体交差事業及び関連街路を一体的に整備していくことが、双方の事業効果を増大させるとともに、経済的にも合理的であることは、これまでお答え申し上げておりでございます。連続立体交差事業は10月の事業認可申請に向けて調整が進められており、認可後直ちに事業に着手する予定であると聞いております。ご指摘の公序良俗に反するとは考えておりません。

2点目の土地区画整理事業、連続立体交差事業及び中心市街地活性化事業の各事業工事区分の限界と予算の執行状況についてのご質問でございますが、中心市街地内で行われる各々の事業を、中心市街地活性化基本計画の中で活性化事業の一つとして位置づけることによって、国の積極的な支援を受けようとするものでございます。したがって、ご指摘の市街地の整備改善ための事業につきましては、計画に定めております国の補助制度を含む事業手法に基づいて、関連する各事業の進捗状況を見ながら進めていくこととなります。

次に、予算の執行状況でございますが、この計画の中には、現に事業に取り組んでいるもの、構想段階のものも含まれていることから、現時点で事業実施しております土地区画整理事業と連続立体交差事業につきましては、平成12年度末現在で、総事業費に対しましてそれぞれ1.3%、1.4%となっております。

3 点目の 3 事業に係る資金計画等についてのご質問でございますが、6 月議会でもお答えいたしましたように、土地区画整理事業につきましては、総事業費 91 億円で、ピーク時である平成 17 年度に約 23 億、平成 18 年度に約 20 億円の事業費が必要となります。連続立体交差事業につきましては、事業認可についての国を含めた関係機関協議が整いませんと、事業期間や事業費が明確になりません。中心市街地活性化事業につきましては、事業実施の中のもの、構想段階のもの、民間で行うもの等が含まれており、すべての事業費は定かではございませんが、市街地の整備改善に関する区画整理事業や連続立体交差事業等で、現段階で約 460 億、そのうち起債約 40 億、一般財源約 120 億円を予定しております。

4 点目の、7 月 30 日に「窪町の幸せを守る会」から提出された趣意書に対する質問でございますが、今日のような経済状況の中で、事業に対していろいろご不安をお持ちのことは重々承知していただいております。これの解消を図ることは、事業を円滑に、また予定どおり進めていくために重要だと認識しており、そのために説明会の開催や戸別訪問を行って、地権者の方々のご意見をお伺いをいたしているところでございます。その一環として、換地設計に皆様のご意向を反映させるために、土地利用意向調査を行っており、これを踏まえて、具体的な商業活性化に向けて、商工会や専門家、あるいは地権者の方々と交えた話し合いの場を設けていきたいと考えております。

次に、町行政にかかわる重要課題の取り組み状況のご質問でございます。行政改革の進捗状況でございますが、人件費につきましては、定員管理計画等に基づき、平成 10 年度から 5 年間で 5% 程度の人員削減目標を定めており、本年度では 3.9% の達成状況となっております。また、庁舎内の事務用品、旅費、食糧費、庁舎管理費等の経常的経費につきましては、これまでも予算編成会議において、予算編成方針における予算要求基準を設け、経費の抑制を図るように指示をしているところでございます。その結果、平成 13 年度当初予算の給与明細書や予算の概要でお示しをしておりますとおり、一般職の人件費につきましては、定員管理計画等による人員削減により、対前年度比較で金額では 5,487 万 1 千円、率にして 3.2% の減に、物件費では金額にして 2,572 万 1 千円、率にして 2.2% の減となる予算編成をし、消費的経費の節減を図っているところでございます。

地方分権の取り組み状況でございますが、地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止され、従来の機関委任事務は国の直接執行事務とされたもの、及び事務自

体が廃止されたものを除いて、自治事務と法定受託事務という新たな事務区分に整理されたため、平成12年2月議会で条例の整備を行ってまいりました。現在のところ、ほとんどの事務が従前から対応していた事務であります。狂犬病予防法に基づく犬の登録、鑑札の交付等の事務、知的障害者福祉法に基づく知的障害者に係る日常生活用具の給付事務、児童福祉法に基づく身体障害児に係る補装具の交付、身体障害児・知的障害児に係る日常生活用具の給付事務、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく指導・助言・認定の事務等が新たに増えております。事務の取組状況につきましては、県等に相談しながら支障が生じないよう取り組んでいるところでございます。

各種法人・団体の見直しでございますが、まず、公の施設の財政運営面からの見直しの状況につきましては、住民サービスに支障をきたさないよう留意しながら、光熱水費や委託費等の節減に努めているところであります。

次に、関係法人等の公益性及び財政運営面からの見直しの状況につきましては、自主財源の確保や効率的な運営に努めるとともに、事務事業の見直し等を行い、より一層の経営改善に取り組むよう、関係法人等の指導をしているところでございます。

また、各種団体への財政運営面からの補助金の見直しの状況につきましては、公共性が高い、住民の福祉につながるなど、補助金の交付目的の主旨に則り、その必要性や効果を検討し、補助金の廃止・縮小、または休止を行うよう指示をしているところであります。これまでの行政改革において、社会情勢の変化により、事業の必要性、効果が希薄となり、抜本的な見直しを行ったものとして補助金を廃止したものでは、私立学校振興事業補助金、社会参加活動支援事業補助金、自動車運転免許取得奨励金、海田町原爆被害者の会補助金、海田中・高生友の会事業補助金など、金額にしまして254万3千円の効果を上げております。

次に、関係法人のうち、海田町土地開発公社につきましては、町の委託を受けて、公有地の先行取得をしておりますが、現在、町からの委託件数も減少しており、今後も取得依頼の増加は期待できないものと思われれます。事業規模の縮小に向け、経営の健全化を図る上にも、経常経費の節減に努めているところでございます。

合併問題の取り組みでございますが。民意の反映の方法・時期につきましては、平成14年に入りまして、学識経験者を中心とした懇談会の開催や自治会、商工会、各種団体の意見交換会の実施を、また、住民からの合併に関する意見を聞くことのできる場と

してホームページ上での掲示板の開設を行い、合併協議会の協議の中で生かしていきたいと考えております。

1 点目につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題に関して3点のお尋ねをいただいております。

1 点目の学校評議員の設置状況及びその運営状況についてでございます。現在既に学校評議員の設置をしております学校は、海田中学校及び海田西中学校の両中学校でございます。委嘱しました評議員の数は、海田中学校が6名、海田西中学校が7名となっております。評議員の委嘱は、海田町立学校評議員設置要綱の規定に基づきまして、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、学校長の推薦により教育委員会が委嘱するとしておりまして、両中学校において、PTA関係の方、社会教育関係の方、社会体育関係、社会福祉関係、商工会関係及び自治会関係者などで構成されておるようでございます。また、各小学校におきましても、現在、校長により評議員の人選を行っているところでございますので、2学期の早い時期に設置できるものと考えております。

また、学校評議員会の運営状況につきましては、海田西中学校が5月9日に、また海田中学校が8月の28日に、それぞれ第1回の評議員会を開催いたしまして、学校長から学校評議員設置の趣旨、学校経営方針、開かれた学校づくりの具体的な取り組み等につきまして、学校の状況を説明いたしましたところでございます。今後、学校運営につきまして、評議員会の場合だけに限らず、評議員の一人一人から、日ごろの学校に対する地域の思いや願いを収集し、評議員の支援、協力をいただきながら、教育実践の質的な充実を目指してまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、2点目の学校及び生徒の安全性の見直しに係る町の対応方針についてでございますが、6月8日、大阪教育大学附属池田小学校におきまして発生しました事件は、余りにも痛ましく、決して許されない出来事でございました。亡くなられました児童の皆さん、けがをされました方々に対しまして、心からご冥福とお見舞いを申し上げます。学校は本来子どもたちが楽しく学べる安全な場であるべきでございますが、このような事件が二度と繰り返されることのないように、関係者が全力で再発防止に取り組んでいく必要があると、決意を新たにしておるところでございます。

このたびの事件後、学校の安全対策につきまして、PTA、校長会、警察署などからご意見を伺ったところでございます。教育委員会といたしましては、それらの意見を参

考にいたしまして、安全な学校づくりについて基本的な方針を定め、当面の安全対策として、門扉の閉鎖や来校者への名札の着用等をお願いするとともに、特に警察に対しましては、学校やその周辺の巡回強化などをお願いしたところでございます。また、今議会に、各教室への緊急警報システムの設置、各小・中学校及び保育所の警戒巡回業務委託を、さらに児童生徒、あるいは教職員に携帯用の防犯ブザーを持たせて、学校生活に限らず、登下校時の安全確保を図るための一連の補正予算をお願いしております。

一方、保護者や地域の人が、日ごろから授業や学校行事に参加したり、学校支援ボランティアに参加していただくことにより、学校内に教職員以外の多くの大人の目があることが不審者の侵入を防ぐことにつながるという面もございます。教育委員会といたしましては、学校がより地域に開かれ、地域と学校がさまざまな協力関係を築いて、地域ぐるみで子どもを守る態勢づくりを進めることが安全な学校づくりにつながるという考えのもとに、開かれた学校づくりにつきましても一層の推進を図ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

3点目の教科書の検定、採択、書き換え要求等の、いわゆる教科書問題につきましての見解でございますが。平成14年度から、本町小・中学校で使用する教科書につきましては、安芸郡9町1組合で構成する安芸郡教科用図書採択協議会の内定に基づきまして、7月12日の臨時教育委員会会議で採択を決定いたしましたところでございます。採択した教科書につきましては、安芸郡9町1組合の採択地区で同一の教科書を採用するものでございまして、採択いたしました教科書の情報公開は、現在、海田町のホームページに掲載しておりますとともに、広報かいたでは10月号に掲載し、お知らせする予定にいたしております。教科書の検定の問題及び歴史教科書等書き換えの問題につきましては、国の事務でございます。本町が特に見解を述べるものではございません。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問いたします。大きな1番の教育問題、その一つである海田町立学校評議員についてでございますけれども、今、2校しか設置されていないんですけど、校長の裁量によるわけですから、なかなか難しい点もあろうかと思っておりますけども、今後の見通しはどうか。全校皆、設置されるというように見通しておられるのかどうか。それと、今ちょっと触れられましたが、設置の時期の差ですね。西は、何か随分早かったわけですね。だけど、人選とかそういうような、やはり問題に

なるべき点があるのかどうかね。

それで、今後の話なんですけども、今の2校設置された中に、かけ持ちの評議員の方がおられるかどうかね。それと、今のところ審議の内容そのものは、教育委員会の方で当初この制度の目的に沿ったものかどうか、そういうようにお考えなのかどうか。その辺についてご回答をお願いしたいと思います。

(2)の学校生徒の安全性の問題でございますけども、今、回答がありましたように、こういうことがあってはならないことなんです、池田小学校のようなことは。あってはならないようなことなんですけれども、といって完全な安全性確保っていうのは、この前の総務文教委員会でもいろいろ論議がありましたように、完全な安全性の確保っていうのは大変難しいということはわかるわけですが、今の回答があったように、関係者、市民一体となってやっていくよりほかないと、私も考えております。

そこでですね、そういう具象的な対応に対して、大阪池田小学校の生徒が受けた心の傷っていいですかね、そういうダメージに対して、深刻で計り知れないものがあるわけです。それについて町は、こうした生徒の心の傷跡のケアっていいですか、それについてどのように考えておられるか。

3つ目の教科書問題についてでございますけども、大体今の9町1組合の取り扱いとか何かのことは、よくわかりましたけれども、本年の5月、町は14年度使用の教科書をひまわりプラザで一般公開されて、町民の意見等を徴されたわけです。私もちょっと見せてもらいに参りました。その主だった意見は、どんなことが出たのかね。意見を述べるようになってましたから、大体どういった意見が出たのか、町民からですね。そういうことについて示されたいと思います。それから、教える側、教師の意見はどうだったのか。その意見に対して、町はどのように考えておられるのか。お願いします。

それから、大きな2番目の土地区画整理事業等についてでございますが、連続立体交差事業との一体性についてでございます。連続立体交差事業の事業計画決定はまだ未決定ですけども、その進捗状況はどうなって、今後の見通しはどのようなになるのか。

それから2つ目にですね、これまで何回となく事業計画決定も未定の状況であるのに、両者の一体性のもとに事業を進めると言って、町長、来られたわけですよ。改めてその一体性っていうのは何なんですかね、これ。片方は事業決定もしてない。それなのに一体性には反してないと。事業計画決定もなされてないようなこと。片方ではもう、今ご回答がありましたようにね、利用状況がどうだのこうの、そんな調査をどんどん進めよう

としてる。あのようには一体性とかけ離れたようなことではないかということの意味なんです。法律が異なってますね、事業目的が異なる場合の一体性とは何ぞやということですね、結論的に言えば。

それから（２）の土地区画整理事業、ＪＲ連続立体交差、中心市街地活性化の事業区分の限界なんですけども、例えばですね、これですね、（かいた『市』の再生 海田町中心市街地活性化計画）これの１０５ページから１０６ページにございます。この表を見てもらいますと、１番には確かに海田市駅南口土地区画整理事業実施中と書いてあるわけです。これはわかります。それから８番、広島市東部地区連続立体交差事業、これも実施中と書いてある。これを除いてですね、３５番まであるわけです、ずっと。これらについて限界、区別の限界、これはどうなってるんですかって言うんですよ。この２つを除いては中心市街地活性化事業じゃないんですか。そういうことを言ってるんです。限界がわからないんですよ。全然ピントが狂った回答をなさって、理解できなかったんですけど、そういうことを言ってるわけです。しかもですね、後から触れますけども、３番はこれは明らかに中心市街地活性化事業なんでしょうけども、実施中と書いてあるわけです。これ、予算が、予算の関係も何もないんですけども、実施中という意味がちょっとわからないんですけどね。そういうことを今からそれを説明してもらおうと思うわけですけども、そういう意味の質問なんです、これは。私が不勉強でですね、そうではないんだと言われるとあれなんですけど、１２年の３月ですから、１１年度予算ですね。だから、１１年度予算、本会議で、予算委員会でも、この種の説明があったのかどうか、これは中心市街地活性化事業ですよということが。実施中と書かれてあるんならですよ。ほかにもまだ実施中というのがあります。２１番もそうだし、２０番もそうですよ。そういう、これは明らかに中心市街地活性化事業と考えられるんですけども、これ、実施中と書いてあるのは、先ほど来申しているように、区画整理事業と連続立体交差事業との区分限界がわからないから今質問しているわけです。くどく言ってもあれですから。それでも、私が不注意で聞き間違えたりしたら、その１１年度の本会議とかですね、予算委員会でこの種の説明はいつどの場でやったよということを示していただきたい、ということです。そうしないと、予算の執行、実施中と書かれてもですね、議会にそういう説明がないままやられたのかどうかということを確認するために、こういう質問をしたわけです。

それから、各事業の予算の執行状況についても、今申し上げたとおりなんですけども、

海田市駅南口土地区画整理事業においてはですね、事業計画決定がされる前に、1億円余りもう支出されてました。それは何が根拠がよくわからないんですよ。わからないんだけれども、少なくとも各年度の予算書にですね、測量費とか用地フェンスの設置とかそういう事業費の予算が計上されてましたから、まだ計上されてたから納得できるわけです。しかし、その中心市街地の場合はですね、やぶから棒にこの基本計画書の中ですよ、基本計画書の中に実施中と書かれているのはおかしいんじゃないかということなんです。どう見てもおかしいでしょう。基本計画書は基本計画書ですよ。区画整理事業のように実施してるものは言えるんだけど、連続立体交差事業のようにそのように実施していますからっていうのはわかりますよ。だけど、その間にある中心市街地活性化事業というのは、実施中っていうのは予算の説明もないのにですね、もしそれが私が誤ったら、ここで言ってるよということを示してくださいということです。要するに、基本計画書の中に実施中と、実施中というのはね、その、平仄っていいのか、ちょっと前代未聞だと思うんですね。そういうことです。

それから、2つ目にですね、3番、13番、20番、21番の事業がよしんば11年度予算に計上されてたとしますわ。それはそうじゃないんだ。ここで計上、これなんだよと言われればですね、計上されてたとしても、それが中心市街地活性化事業の一環であるという説明がなされたのかどうか。何か聞いていないと思うんですね。一生懸命中心市街地活性化事業については官報とか何かで勉強したつもりですから、注意はしていたつもりなんですけど、私も神様じゃないですから、それは聞き逃した点があるかと思っています。そういうことの説明を聞いてないように思うんですけども、いつの議会等でそういう説明が、発言があったのかどうかということを示していただきたいということです。それと、中心市街地の活性化事業の実施に当たってですね、私の勉強した限りでは中心市街地活性化実施計画の策定、この下に実施計画の策定がありますし、TMOですね、要するにタウンマネジメント・オーガナイズーション、要するにまちづくり組織ですよ。それを決めないといけないとか、関係法令等に基づく各省との手続もやらないといけないし、ここの町役場の担当課がどこだということ、いつどのようにして決められたのか。そういうことも示していただきたいということです。

4つ目にですね、12年度と13年度の予算についても、今、上に申し上げたようなことで、中心市街地の事業の一環として該当するものがあれば、それはいつどこでこういう説明をしたということ、12年度、13年度の予算についても示していただきたい

い。要するに予算書の中に中心市街地活性化事業というのが、文言が出てくるのはですね、この基本計画策定費とか委員の報酬くらいしか出てません、私も一生懸命見たんですけど。だけどそうではなくて、これが当たるんだと言われると、ちょっと失礼ですから、それを確かめてるわけです。

それから3番目のですね、(3)の3事業に係る長期年別資金運用表とか資金繰り表の作成についてですけど。6月の定例議会でも、不確定要因、要素が多くてですね、できてはいるんだけど示されないというようなことをおっしゃったです。私が不確定要素、要因があればですね、その条件を付してモデル算式でもってシミュレーションやりゃあいいじゃないかと考えてるんですよ。だから何回も言ってるわけです。シミュレーションをやって分析予測をやらないと、現にやってるんですからね、区画整理事業を。それを不確定要素とか何とかって言って、何もその資金繰りとか資金運用表とかやらないでいてどうするんですか。沈没しちゃったらえらいことでしょう。だからそのためにシミュレーションっていう立派なあれがあるじゃないですか。パソコンだって使って、海田町役場に優秀な方もおられるでしょう、そういうこと、パソコンを使ってやられる人。予算額が決まり、期間も決まり、自主財源が60%、依存財源が50%、公債費率が15%、補助金とか基金がどうだのっていうのは条件を付してですね、やってみないことにはわからないわけですよ、この将来10年先のこと。これはどこでもやってますよ、もう。それに今日のお話がありましたように、介護保険、教育費の問題だってどんどん増えるでしょう、10年先。それとの兼ね合いでなんかシミュレーションをやって、将来を見ないことには、えらいことになるんじゃないかということで、何回も何回も本会議で質問しているわけです。

(4)の趣意書の問題でございますが、この趣意書が添付されてないんで、議員の方にはまことに申し訳ないんですけども、要はですね。今、土地の利用に係る意向調査をやろうとしているわけです、2回に分けて。一昔前に作成された今の現事業計画において、換地設計をするために、換地先の位置とか形状とか面積とか評価等を定めようとしているわけですよ、その利用の意向調査をやってですね。だけど、一昔前に今の事業計画をつくったものをですね、今の現状、今の現状というのは加古川の駅前みたいにですね、閑古鳥が鳴いてます。大型店舗が撤退したりですね。広島の場合だってそうです。都市地域間の競争によって商圈がどんどん変わっていく。ほいで、居住人口が減少したり、高齢化が働いてですね、空洞化が生じてるっていう今の現状。で、将来を見るって

いうのは、少子化じゃ高齢化だとかですね、住民の価値観や生活の多様化とか、生活圏が随分拡大してましてね。それに景気は長期低迷、財政難。何ていうか、いい条件は全くないんですよ。先の見通しが以前のような状況じゃないんです。要するに今まで区画整理事業をやってきたような時の状況じゃないんですよ、今から。そのために3党合意書みたいに注意しろというようなことも出てきたわけですよ。だからそういう状況を踏まえて、現事業のその意向調査をやるから述べろとか何とか言われてもですね、その10年先、何十年先になるかわからないのに、換地先の適合性がその時点の住民に納得してもらえるのかどうか。とてもわかったもんじゃないですよ。答えようにも答えられないでしょう。10年前のその換地先計画をもってですね、それで土壇場で商業地と住宅地間を変更するという、その土壇場まで行ってですよ、やってみないとわからんみたいなことで、ご都合主義で、幾ら意向調査を述べても、その場で土壇場で変えられたらどうするんですかということなんです。そんなの意味がないじゃないかということで、住民が全く不信というのか、不安っていうのか、要するに不確定年後の換地先について、不確定要因による予測しがたい状況や事件が発生したことに対して、施行者たる町はどのように行財政の責任をとるんですか、ということですよ。そういうことを趣意書に書いてるんです。何十年先には不確定、不確定がいっぱいあるのにですね、どうしょうもないでしょう。ということで、町長の今の回答については、ちょっと納得しがいいですね。もし何十年先になって、そんなはずじゃなかったのになんて言われて、路頭に迷うのはこちらですから。そりゃ、どういう行財政上の責任をとられるんですかということの趣旨です。全くわかりませんよ、本当に。今までやったよりも予測が難しいってことですよ。全く見通しがつかないんですよ、今の状況は。だからそういう中でいろんなことを、意向調査か何かやっても、その先のことは全くわからんということですよ。

それから3つ目、行財政に係る重要課題の取組み、進捗状況について。行政改革につきましては、時間の関係がありますから、決算特別委員会に譲ることにいたします。

それから、地方分権のことでございますけれども。今説明がございましたように、今までの機関委任事務が、国の組織の一部ということで市町村が、地方自治体の方に仕事を与えられてきたわけですね。国の組織の一部という位置づけでですね。そのときの機関委任事務の件数っていうんですか、海田町の。どのぐらいあったのかどうか。それで、機関委任事務と並んでですね、今までは公共事業なり団体委任事務なり行政事務もあったわけですね。それが今回の地方分権制度の実施によりまして、町長のご回答の中にです

ね、廃止件数が幾ら、国が直接執行するものが幾ら、それから、ご案内のように法定受託事務、それが第1号と第2号に分れてるわけです。そしてもう一方は自治事務ということです。だから、要はですね、地方分権で下へおりてきたんだけど、現実には廃止件数があり、国が直接執行するものもあるんですから、結局増えてないんじゃないかということなんです。減ってるんじゃないの。というように思って、こういう質問をしてるわけです。公共事業、団体委任事務、行政事務とって、今までやってたようなことが、これも自治事務の方に入ってきてるわけですけど、これらの一連のですね、本にも書いてあります、そういう組織図がこうなったっていう、その件数が知りたいわけです。その件数を確認すれば、現実には地方分権でずいぶんおりて増えてきたんじゃないかというのが錯覚であってですね、実際には減ってるんじゃないかというように思うわけです。

それから3つ目の各種法人、団体の見直しです。これは先ほどの質問のときにも申し上げたんですけど、国の特殊法人の改廃、見直しがやってるんで、各地方自治体もですね、こういう点の見直しをやってるように聞いております。海田町の場合も、そういう点で見直しをやっておられるんじゃないかということの質問ですけども、6月議会です、土地開発公社の経営状況について6点ばかり質問いたしました。でも、ちょっと要領を得ないで、満足した回答を得られなかったんです。例えば、これはだれでもわかることなんです、現金預金が1億740万あるわけですよ。それなのに、短期借入金を1,850万もやってるわけですよ。貸し出しと借入金の金利差をやったら、全然、そんなことは定期預金をやめてだって、現金を回しやあいじゃないかという常識的なことの質問をしたんですけども、そういうことが何か、借入勘定だからどうだのこうだのおっしゃる。借入勘定だからこそこういう点には注意しないといけないんじゃないかと。まあ、そういうようなことです。それから何か、三迫橋の方に誘地施設があるとかですね。これもこの前の6月の議会でも問題が出たように思ってるんですけど、そういうことの措置、見直しについてはどうなのか。また、今、天下り人事とか何とかで問題になってますけど、これら各法人、各種団体にですね、再雇用との問題があるんですけども、それとの関係で大丈夫なんだろうかというようなこと。

それから4つ目に合併問題ですけども、8月25日に公表されました補助金とか投資とか生活環境とか情報技術等で教育とか、約60項目、いろいろ市町村合併新プランが公表されましたね。それについて町長はどのように考えておられますか。以上です。

○議長（河野）明解な答弁をしてくださいよ。開発公社については答弁ができるところまで答弁をお願いします。教育長。

○教育長（李木）教育問題、再質問を3ついただいております。1点目の評議員に関すること、2点目の心の傷に対するケアの問題に関すること、これは学校教育課長の方から答弁させます。教科書の採択にかかわりまして3点目にいただいております。教科書巡回をいたしておりますが、この巡回の展示の教科書は、これは海田町のみで展示をするわけではございませんで、複数の町が1つの教科書を巡回しながら展示をしておるわけございまして、意見箱もそれに伴って動いていっておるもの。したがって、各町で中をあけて状況を把握するような状況にはなっておりませんで、これは、採択協議会の中に設置されております選定委員会が協議をなさいますときの参考としてこれを活用すると、こういうことございまして、具体的な中身については各町の教育委員会は承知しておりません。いろいろな意見があったということだけは聞いておりまして、それが協議の場で参考にされたというふうな報告を受けております。以上です。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）教育問題で最初に学校評議員の件で、中学校2校は既に評議員を設置しましたが、他の学校、小学校につきましては、教育長がご答弁申し上げましたとおり、2学期の早い時期にということで、昨日の校長教頭連絡協議会の中でも校長に確認を行いまして、現在各小学校では校長を中心に人選を進めている状況でございます。幅広く地域の意見を聞きたいということで、若干適当な方、もう何名かという、そういう状況に来ております。設置の先につきまして、時期の差ですが、問題があるかということですが、海田西中学校が早く設置を決め委嘱をいたしました。海田西中学校につきまして、校長先生が町内居住者でございます。そういった海田に居住しながら地域の様子を十分把握をされていたという、そういう状況ございまして、早くから取り組まれたという状況でございます。

それから、評議員にかけ持ちの方がいないかということで、現在そういう状況にはございません。町の評議員の設置要綱の中で重なってはならないとか、そういう規定はございませんが、幅広く地域の方の意見を聞くということで基本的には教育委員会として、校長会で重複しないような、そういう考えを伝えているところでございます。

評議員会を中学校でそれぞれ第1回目の会を持ったところでございます。評議員会の

趣旨といたしまして、先ほど来申し上げますように、学校運営に関して地域の意向を把握、反映するということによって地域の協力をもって開かれた学校づくりという、そういう1つの大きな趣旨、目標がございます。そのためには校長みずから学校の経営状況、教育方針、そういったものを説明する責任を同時にあわせ持っているわけで、第1回評議員会ではそういった評議員設置のそういう趣旨、あるいは学校の経営の状況、そういったことを中心に校長の方から説明責任を果たしたという段階でございます。そういった校長の、学校の経営状況によって、今後、評議員個々の一人一人の地域の意見を反映していこうと、そういう取り組みでございます。

それから、次に、学校の安全管理、児童の安全確保ということで、心のケアに対するそういう取り組みでございます。現在、海田町では海田西中学校に昨年からスクールカウンセラーを派遣をいたしております。たまたま昨年は、海田西小学校で児童の死亡事故がございまして、非常にこのカウンセラーの役割が機能したといえますか、海田中学校へ派遣をしたカウンセラーでございますが、他校についてもそういった心のケアという面では十分役割を果たし得るものと思っております。スクールカウンセラー1名でございますが、そういう学校の教員のそういう余裕がある時間につきましては、教職員のスクールカウンセラー技法であるとか、カウンセラーの仕方といえますか、そういったこともあわせて研修を行ったり、あるいは県の教育センターの方でもカウンセラーに関するいろいろな講座がございます。そういった講座に積極的に参加をいたしながら、教職員のそういうカウンセラーに係る児童生徒の心のケアにかかわってですね、十分技量を高めていきたい。それによって対応してまいりたいと、そう考えております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）それでは立交と区画整理の一体性につきまして、私の方から、それから中心市街地に関係するものにつきましては担当の駅前の方から説明させていただきます。それから、土地開発公社の問題でございますが、これは独立した団体で、理事会をっておるわけでございまして、この場では内容については答弁を差し控えさせていただきますと思います。ただし、ご質問の内容につきましては後ほど個別にご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは立交と区画整理でございますが、議員がご指摘のようにですね、それぞれ目的も事業スパンも違って来るわけでございますが、それらの実施をいたすことによりまして、事業効果が相互に相乗効果を上げていくということで、私どもも区画整理と立交

を両方合わせながらですね、将来の海田町が東部地域の拠点として輝かしい町の基盤になるものというふうに考えまして、この事業に取り組んでおるわけでございます。ただし、その間、地域の方々には大変なご心配やご苦労をおかけするということは承知しておるところでございます、その点につきましても、いろいろとご相談をいただきながら、最大限の努力を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業の進捗状況と今後の見通しについてでございますけれども、9月末にJR西日本株式会社の方で最終的な意思決定がなされ、10月に入りますと地元の事業説明会の開催を予定しております。それと並行するように、国に対しましては事業認可申請を提出される予定でございます。通常、1ないし2カ月の期間を置いたあと、国から事業認可の採択がおりてくるという予定でございます、その後、本年度直ちに事業着手ということで、当面用地買収に入る予定でおられます。現在確定しているもので申し上げますと、この用地買収に当たっては県の土地開発公社の方で当たられる予定になっております。

次に、財政等のシミュレーション関係でございますけれども。現在連立に関する資金計画等、国に出していく関係もございまして、それらの調整、あるいは道路と連立の負担割合、それから何らかの減免措置等もお願いしていかなきゃいけない状況にありますので、それらも踏まえて今後、国も含めるんですけども、県あるいは財政当局と検討の上、お出ししていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）それでは中心市街地活性化事業につきまして数点の再質問にお答をさせていただきます。まず、ご指摘の事業実施中のものとそうでないものとで区分でございますけれども。この中心市街地活性化基本計画と活性化事業と申すのは、特段新しい事業をするわけではなくて、総合基本計画の中に位置づけられておる事業であるとか、今行っておる事業でもって中心市街地の区域内で行われる事業を中心市街地活性化事業として位置づけていくということでございますから、今ご指摘のそういう土地区画整理事業であるとか連続立体交差事業については、これは既に事業が行われておるということで、事業実施中という位置づけになっておりますし、他の事業につきましても、今後いわゆるもう一つの目的であります商業の活性化、いわゆるTMO構想等が示されれば、その進捗度合いに合わせて市街地の方も整備をし

ていくということになってまいります。

それから、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業を実施中ではないかということでございますけれども。このふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業と申しますのは、南口の土地区画整理事業で実施をいたします道路等の整備に当たって、電線類の地中化であるとか、アスファルト舗装ではなくて、そういうインターロッキング舗装等そういうグレードアップを行う場合に、国の補助制度をつけましょうという制度でございます。したがって、この顔づくりモデル土地区画整理事業につきましては、平成５年度に国の方から地区指定を受けておりますので、南口の区画整理事業と並行して進めていくということで事業中ということになっております。

それから、中心市街地活性化の担当課でございますけれども、これは昨年の１０月の機構改革のときに地域振興課ということで位置づけられております。

それから、いわゆる予算、平成１１年度の予算の時に説明をしたかということでございますけれども、この計画は平成１１年度に策定をいたして、平成１２年の３月にできたものでございますから、平成１１年度の予算のときにはご説明をいたしておりませんし、１２年度、１３年度の予算につきましても、特に中心市街地活性化事業であるということのご説明はいたしておりません。

それから、いわゆる今の区画整理事業のですね、事業計画が１０年前、一昔前の計画でというご指摘でございますけれども、ご案内のように駅の南口というのはですね、都市計画では用途地域が近隣商業地域ということになっております。この近隣商業地域といいますのは、近隣の住宅地の住民に日用品の供給を主たる内容とするそういう商業その他の業務の利便を増進するための地域であるということでございますから、この近都市計画の用途地域に定められたものに基づいて、そういう道路、公共施設の計画をしておるところでございますので、計画自体は妥当であると。ただ、議員ご指摘のように、現在のこういう厳しい経済状況の中でですね、すべての地権者の方々がそういうふうな商業的な土地利用をされるのは難しいのではないかというのは思っておるところでございます。

それからもう一つ、今、土地利用意向調査の中でですね、例えば今決めた分が失敗したらどうするのかというようなお話でございますけれども、まず土地利用をどういうふうにするかというのは地権者の方がお考えになることでございますので、今現在、町がお示しをしておりますのは、そういう近隣商業という用途地域に基づいて土地利用を想定

をするとすれば、こういうふうな土地利用が望ましいんじゃないかということで地元の方にお示しをしておるところでございまして、今のそういうふうな、今、土地利用意向調査をお伺いしておる中で、たとえ商業地域に指定してあるところであってもですね、そういうふうな住宅としての土地利用をされても構わないというふうに思っておりますので、そういうふうな、例えば商業地域、商業施設をやったから失敗したからどうなんということにつきましては、町が責任を持つということにはなりませんけれども、ただ、そういうふうなことになるように、やはり、専門家あるいは資産活用のための有効な方法、そういうふうな事例等についてお話を聞いていただいたり、研究していただくための場を設けるなど、町としてできる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）機関委任事務の件数はどのくらいであるかというご質問でございしますが、機関委任事務は日常行っている事務がほとんどでございまして、意識しないで今まで事務を行っていたというのが事実でございます。各課ではそれぞれ把握していると思いますが、多種にわたっているため、総務課ではその件数がどのくらいあったのかというような把握はちょっとできておりません。現在のところ、事務の責任体制が変わっていると思いますが、それぞれの事務量については増えたというような認識は、各課ではないんじゃないかと思っております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）市町村合併支援プランについてのご質問でございしますが、8月30日、国の市町村合併支援本部で決定されたところであるということは承知いたしております。当然これらのメニューにつきましてはよく検討をし、今後のまちづくりに活用する必要はあろうかと認識いたしておるところでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）時間がないと思うんですけども、再々質問をします。

まず、またもとに戻るんですけどもね、この基本計画に、11年度につくってるんですよ、これ。11年度につくってる中で、実施中っていうのがあるでしょう、これ。そりゃおかしいじゃないかと言ってるんだよ。それ、説明しておりませんっていうのはおかしいじゃないか。認めてるんですわな。予算のことを説明してないって。そういうことじゃないですか。だから、これと、1番と8番の区画整理事業と立体化事業とのこの

間は何なんですかって、今、だから区分限界を頼むって言うてるんで、聞いているわけや。それに対して全然答えないでね、説明しておりませんって言うんだな。ほじゃ、なぜ実施中って書いたの、ここ。おかしいじゃないですか。議会の冒瀆するのものはなはだしんじゃない。そんなこと説明してませんって言うんなら、おかしいじゃないですか。ほかにいっぱい実施中って書いてるじゃない。中期とか長期とか短期とか書いてあってもね、その中に中心市街地全区域とか何かあるでしょう。その中に南口も皆入ってるんですよ。そこら辺の区分限界はどうなってるかって、細かいことを言えばそういうことよ。わからんから。全然回答になってない。実施中と言うてる、いや、それは説明してませんっていうのは、ますますもってけしからん話だね。

予算がね、例えば、あの、説明してませんって言うんなら、例えばね、いい例を挙げますわ。防犯灯整備事業っていうのがありますよね。これ、実施中や。これはほかのところでもやってるようにも聞いているわけよ。そのときに、中心市街地活性化事業の一環ですという説明をしたかねって言うてるんだ。してないでしょう。で、私が失礼なことを申し上げたら悪いから、いつの時点でいつ本会議で、予算委員会で述べましたかと聞いているんですよ。意味がわかりますか。それを、当初に返ってそういう質問をしてるんだ。それをはっきりとね、書いてあるにもかかわらず、区分限界も示さない。それで、そのときはまだ計画だから当然説明はしてませんよと言う。中には実施中と書いてある。堂々めぐりじゃないかね。おかしいじゃない。そういうことですよ。おかしいでしょう。

それから、意向調査ね、利用に係る意向調査。これは今ね、今聞いても意味がないじゃないかと言っているんですよ。10年前につくって真っ赤に塗ってこれを商業地域でございます、換地のこれは住宅地域でございますって書いてね、もうどんどん、それから10年余りたってるわけよ。それで今ほかの現状は、先ほど申し上げたように、どんどんすたれてるわけですよ、空洞化が進んで。これから将来景気が上がることはないですよ。日本丸、どうなるんかと言って今騒いでるぐらいですからね。そんなもう増税なんてとんでもない話でしょう。そういう状況でね、幾ら決めても、やってみて土壇場で商業地域を住宅地にしてもいいよなんて勝手なことをやられたんじゃ、我々はとんでもないことになるって言っているんですよ。全然本質的なことの回答になってないんですわ。決められないじゃないですか、そんなことを言っても。そんなこと決めて、やってみないとわからんよって言って、そのとき住民はどうするんですか。商業をしたいやつがそのときになって全然もうすたれちゃってどうにもならんときにですね、住宅にしろと言う

て変えられてもしようがないって言ってる。あなた、そういうことを言ったんだ、今。何を言ってるんですか、本当。そのために何回も何回もよそのあれは、事業決定するまでにいろいろ話し合いをやってるんですよ。それを全然やらないでね、条例が通ったからと言うて、どんどん進めるのは結構ですよ。でも、最後は頑張りますよ、皆。そういうことで進めておいて、その行財政年度の責任はどうとるのかと言ってるわけだ、進めた上で。質問の趣旨に対して、何か全然皮相的な、上っ面みたいな回答ばかり出されると困るんですわ。もう一度教えてください。

それから、地方分権のこと。地方分権のことで、機関委任事務っていう、今までやってた事務量がどのくらいだというのを、そんなものわかりませんっていうのはおかしいんじゃないですか。こんな地方分権で全国が騒いでるのに、幾らくらいあったかようわからんとか。各課でそんなことは把握してるでしょうなんて、全くあきれて物が言えないでわすね、こんなこと。で、地方分権やるのに何を基準にしてやってるわけ。だから先ほど申したように、今まで海田町が機関委任事務を何件やった、それで公共事業とか団体委任事務とか行政事務が何件あったと。それが今の現状でですね、廃止件数が幾ら、国が直接執行するものが幾ら、法定委託事務が幾ら、それが1号、2号に分けて幾ら、自治事務に移ったものが幾ら、それから自治事務の中で公共事業とか団体委任事務、行政事務から来たものが幾ら、そういう件数をはっきり示さないことにはですね、全く把握されてないで、地方分権、分権と言うだけであって、町は何をやってるんかと言われますよ。そうでしょう。もう一度回答をお願いします。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）中心市街地のことなんですけれども、こうしたエリアを定めまして、このエリアの中で、事業メニューを出してるわけですね。で、このエリアの中で、これらの事業を取り入れる、できるだけ多く取り入れることによって事業効果を高めていきたい、投資効果を高めていきたいということで、このメニューを取り上げているわけです。で、先ほど予算で説明したかということでございますが、確かにもしかしなかったかもわかりませんが、このエリアの中でいろいろな事業を今後行っていく中で、できるだけお互いに、相互に事業効果をして、拠点にふさわしい地域づくりに取り組んでいこうというものでございます。今後、来年度事業を予算編成していく中でもですね、今後主なものについてはですね、説明をさせていただこうと思います。ただ、これらのエリアの中でやる事業すべてがどうだこうだというふうには

いかないと思いますが、主なものについては説明をさせていただこうと思います。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）土地利用意向調査についてでございますけれども、いわゆる換地設計を行っていく上ですね、将来の土地所有者の方の土地利用がやはりまず第1であると。それに応じたようなそういう換地をやっていきたいということで、今回そういう意向調査をお願いをしておるわけでございます。それで、先ほども申し上げましたけれども、今町がお示しをしておるそういう商業地域であるとか住宅地域というのは、これはあくまでも町の思いでご提示申し上げてあるものですから、例えば今からの土地利用意向調査の中で住宅地域としての土地利用の方が多ければ、それはそれでそういうふうな住宅地域をつくっていくということになろうかと思っております。

（「今のは回答になってないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）今、発言中ですから、私語は慎んでください。総務課長。

○総務課長（上條）機関委任事務の件数でございますが、調査して、また提出させていただきたいと思います。

（「ちょっと議事進行のことに対して。いけませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）どうぞ、崎本君。

○10番（崎本）あのですね、桑原さんの質問で、片方では、説明があったかと言うとそういうことは説明ありません、片方では、説明しなかつてもわからんけど予算がつけてありますと。予算がつけてあったならね、説明せないけんでしょう。どこかで説明があるはずなんですよ。駅前開発のときには説明はしなかったでしよう。片方では説明したかしなかったかわからんが予算では入ってます。予算に入っとったら説明がなかったらおかしいんじゃないですか。

○議長（河野）そのすり合わせはどうなってますか。建設部長。

○建設部長（池の本）この区域内でいろいろな事業を、先ほどもありましたように、メニューがございます。それらが中心市街地計画にもプロットされておりますよという説明が必要であったということだろうと思うんです。その意味では、確かにしなかったんではないかというふうに思っておるわけです。で、今後は主なものについては中心市街地活性計画にも載っておる計画ですよという説明をさせていただきますということを申し上げたわけでございます。

○議長（河野）暫時休憩。4時5分まで。

~~~~~○~~~~~

午後3時51分 休憩

午後4時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。2点ほど質問をいたします。

区画整理事業と町民の暮らしについてお尋ねをいたします。先の6月議会で地元住民の協力を無視しての区画整理事業の強行は無謀であるし、自治体としてとるべき姿ではないという質問を重ねてきました。また、財源の面からも、区画整理事業やJRの高架事業等の大型公共事業を同時に進めると、財源的に行き詰まり、新たな税金をかける都市計画税の導入や、そして福祉や教育に大きな影響するから、区画整理事業を中止すべきだと主張いたしました。しかし答弁では、ピーク時には多少の影響があるので、優先順位を定めたり、重点化や期間の見直しをし、限られた予算の範囲で効率的な財政運営を進めると答弁をされております。しかし、これまで調べた資料や現実直面した対応でも、広島市との比較で行政の格差が多くあり、町民の一部に広島市にはできて海田町にはどうしてもできないのかという不満の声があるわけであります。私は大型公共事業を優先をする政治ではなく、福祉や教育、暮らしを守ることを優先をする町政を再度提案をいたします。そして、次の問題をどのように解決されるのかお尋ねをいたします。

その質問の1は、肢体不自由児通園施設や心身障害児地域通園事業施設、精神薄弱児通園施設や特に身体障害者福祉センター、これらの施策はどのようにされますか、お尋ねをいたします。2つ目には、ひとり親家庭等小・中学校入学祝い金の支給、ひとり親家庭等医療費補助の対象者の下水道の使用料の減免、これはどのようにしますか。3つ目には、社会福祉施設入所者負担金補助。4つ目には、精神薄弱者援護施設及び小規模作業所等通所者交通費助成。5番目には、障害者住宅改造費補助。6番目には、福祉タクシー券の増。7番目には、70歳以上の高齢者公共交通機関利用助成等はどのようにされますか。お尋ねをいたします。

3つ目には、福祉センターや文化センター、温水プール、都市型CATVなどの施策はどのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

大きい２つ目ですけれども、合併問題についてお尋ねをいたします。最近、合併問題で、国や県の圧力であめとむちで陰に陽に働き、各自治体で動きが活発になってきたと感じます。この流れから見ると、住民の意向が無視され、その自治体の首長と議会だけで合併を論議し、住民の意見や声が無視されようとしております。海田町でもほぼ似たような傾向であります。町長は住民の意見や声にどのように対応されようとしておりますか。お尋ねをするものでございます。以上。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員ご質問の区画整理事業と町民の暮らしの質問についてお答えいたします。ご質問１点目の在宅障害者のデイサービス施設についてでございますが、すべて要望のある施設を単町で建設することは大きな財政負担を伴うことであり、これらを考慮するならば、施策ごとの広域的取組みが必要であると考えているところでございます。しかしながら現在、障害児を抱える保護者からの要望の強いデイサービスにつきましては、当面の施策として既に制度として運用しておりますホームヘルプサービスを活用していただくことや、さらにこのたび安芸区に建設されましたデイサービス施設において利用できる範囲でヘルパーによるデイサービスを検討したいと考えております。

ご質問２点目の①、②のひとり親世帯に対する下水道使用料の減免についての質問でございますが。広島市の減免制度の内容を見ますと、ひとり親世帯の方のみでなく、生活保護を受けておられる世帯の方、障害者のおられる世帯の方、寝たきり老人のおられる世帯の方、及び民間で運営する社会福祉施設の一部を対象とし、所得制限等の要件を付して、上下水道料金の基本料金相当額とメーター使用料相当額を減免額として実施しておられます。減免した料金につきましては、いわゆる福祉施策の観点から一般会計の負担として、上下水道の企業会計へ全額繰り入れる形をとっております。仮に広島市と同様の減免制度を導入するといえますと、年間約１，５００万円の負担になると考えられます。費用負担や適用範囲等につきまして検討していきたいと考えております。

ご質問２点目の③の社会福祉施設入所者負担金の補助でございますが、これら入所に伴う個人負担金は、基本的には所得に応じ、関係する法律により定められておりますのでご理解いただきたいと思います。次に、④の知的障害者援護施設や小規模作業所の交通費助成につきましては、小規模作業所交通費助成はすでに平成１２年度から実施しており、援護施設への通所交通費助成につきましては、状況を十分調査し、検討したいと思っております。次に⑤の住宅改造費補助につきましては、現在のところ改造に伴う貸

付けも皆無で、新たな補助制度を設ける状況にないと判断をいたしております。また、⑥の福祉タクシーの増についてでございますが、今年度からバスカードとの選択制を導入しており、今後の利用動向を把握していきたいと考えております。

次に、70歳以上の高齢者の方々に対する公共交通機関の利用助成でございますが、広島市では高齢者の外出のきっかけづくりを目的として制度化されたものでございます。今後、県内の各市町村の実施状況を勘案しながら、現在実施している敬老日祝品の支給事業の中で研究してまいりたいと考えております。

ご質問3点目の施設整備等の施策でございますが、総合福祉センター構想につきましては、現在その構想の具体化に向け着手し、現状の課題等の整備を進めてきたところでございます。今後は既存施設との整合や将来にわたっての特色ある機能などのついて検討を進めてまいりたいと考えております。

スポーツセンター整備につきましては、第3次海田町基本計画の中で広域的な施設整備の状況や住民ニーズを踏まえながら温水プールを備えたスポーツセンター整備に努めるとしております。現在夏場に開放しております町営プールの将来のあり方について、見直しをしていかなければならない時期に来ておりますことから、今後スポーツセンター整備構想とあわせて研究を始めてみたいと考えております。

また、文化センター建設につきましては、生涯学習推進策の一環として今後検討していく必要のある課題であると位置づけております。

ケーブルテレビの整備につきましては、民間主導で展開されるものと考えておりますが、ケーブル会社からエリアを拡大する予定は聞いておりません。民間の参入があれば、利用したいと考えております。

次に、合併問題についてのご質問についてお答えします。住民の意見や声にどのように対応するかにつきましては、先ほど桑原議員のご質問の際、お答えしましたとおり、来年学識経験者を中心とした懇談会の開催や自治会、商工会、各種団体の意見交換会の実施を考えております。また、住民の意見を聞くことのできる場として、ホームページ上の掲示板の開設を行う予定としております。これらの方法により、より多くの住民の意見や声に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）再質問させていただきますけれども、こうした広島市との格差があるわけですね。特に、本来なら自治体がそこに予算を向けてしなければならないのをしない

において、住民から要望のない区画整理、一人当たり 25 万円かかるわけですが、71 億ですから。そういうことをやること自体がね、私ら、本来の自治体の姿、まあ、地方自治は第 2 条に目的が書いてあるわけですね。住民の安全、健康と福祉を増進させるという。町長から言わせれば、区画整理をして福祉を増進をさせるというように思われるかもしれませんが、私はそうじゃないですね。本当に弱い人の立場に立って行政をやる。これが本来の姿だろうと思うんです。それになかなか町は目を向けないで、障害者の療育のそういう方々については県がやる事業じゃと。しかも、それで町は責任を逃れて、こうして議会で何回も追及すれば、今度は広域的にやるという答弁が返ってくるわけです。住民から見れば、隣の広島市や東広島市の方にもそれぞれあるわけですが、そこらはちゃんとね、本当に困っておる人たちに対して手を差し伸べて、施設や施策を行っておるわけですね。海田町は 71 億も単独の町費をつぎ込む、全体では 91 億ですけども。こうした予算を組んでその事業をやること自体、私はもっとほかにやってね、その後にこれができる。それが今私が述べたように、障害者の問題もそうですし、あるいは各補助金とかあるいは支給の問題、福祉センターであるとか文化センター、これは最低の条件というんか、広島市とやっと平行になるということなんです。それを上回ってですね、町がそういう施策をね、本来やるべきですよ。それをやって初めてね、私は、区画整理をやるべきだと思うんですよ。私はどう見てもね、今のこの不景気の中で、駅前再開発を含めてね、今の活性化問題が出ておりましたけれども、海田町の駅前でね、住民がそこで買い物をするとか、日常生活でそこをね、役立つというのはわずかしおらんと思うんですよ。それを多額なお金を使ってね、駅前の開発をする。もっとほかに事業があるんじゃないかということですね。これまでも、障害者の方を中心として要望があったと。この要望に対して、在宅障害者のデイサービスの施設、いわゆる身体障害者福祉センターですね、これをなぜできないのか。私は町長の見識を疑うというんか、着眼点がね、どうも理解できんです。あわせていろんなね、障害者だけでなく、弱い人の立場を、本当に行政は救わないかん。それを質問の 2 でね、私はひとり親家族の問題やあるいは障害者の福祉施設の入所者の負担金の補助、あるいはお年寄りの公共交通機関、あるいは福祉タクシー券の増と、こういうのをずっと挙げてきとるんですね。これを具体的に本当にやって、なおかつそれ以上のことをやりながらね、区画整理を進めていく。これが本来の自治体の姿だと思うんです。71 億、今年度予算は 83 億ですから、予算規模に匹敵するようなね、こういうことを無理やりやろ

うとするところにね、私はゼネコン向けの政治だと言わざるを得んのですよ。町長、その辺の考え方をね、なぜこういう困っておる人を助けなくて、駅前、反対のね、協力も余りしていただけないこういうところに力を注ごうとするのか、お尋ねをするわけです。

それから、合併問題についてお尋ねをするんですが、住民の意向を、学識経験者やいろいろ町内会長、自治会長に話をしながらやると。もちろん町民に対するアンケートなども選択の中の1つだろうと思うんですけども、最終的には住民の意向を踏まえて判断せにゃあいカンわけですね。そのためには合併問題について住民投票がね、私は一番いいと思うんです。こうなれば明日から住民投票やりますというわけにはいかないの、住民投票のね、そうした条例、これが制定が必要だと思うんですけども、町長はどのように考えるのか、お尋ねをするわけです。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）障害者福祉の面からの再質について答弁をいたしたいと思います。

最初、各施策について町長答弁ございましたけれども、すべからず次に向かって検討しますという答弁にはなっておらない面もありますけれども、それぞれご指摘を受けたものの中で、前向きに検討して選択肢として選択して、可能であるものについては、先ほどの答弁の中で説明をしたとおり検討を進めていきたいと思っています。これまでも何回か、確かにこの本会議において障害者の施策について中岡議員の方から非常に、いろんなご指摘の中で、要望あるいはご意見をいただいております。これは我々の方も執行者として重く受けとめております。ただ、今回、各種施策について広島市と海田町の比較の中で、ご指摘を、ご意見をいただいておりますけれども、確かに我々の方は広島市と比較をした場合に、各施策の充実等においてそのメニューの多寡で言うならば、確かに100万都市である広島市のメニューはたくさんあるだろうというふうに判断せざるを得ないところがあると思います。福祉面において、効率性とかあるいは効率的な予算運営をとすることは、なじまない面もあるかも知れませんが、これまでも何回か本会議の中でご説明申し上げてきたところでございますけれども、絶対的な需要量に対して供給体制をしけるかどうかということについては、やはり町としては3万の住民を抱える、あるいはそれらの中から町民の中に需要がある、それを供給していくというふうな立場からしますと、非常に施設整備等についても、特に難しい面もあるのかというのはこれまでもご説明あるいはご理解を得るように、我々の方も十分説明

をしてきたつもりでありますけれども、そういう面をカバーをするならば、先ほど佐中議員がご指摘があったように、工夫を凝らして少しでもその需要に応じていくというのが我々の立場であろうというふうに考えます。そうなるならば、広域的な利用によってカバーできるものはそれでありましょうし、障害者の施設につきましては、特に老人との比較で言うならば、社会福祉の各施設は相当広域利用の中で社会福祉法人が施設をつくっております。ですから、これは相当のエリアを想定をした中での需要に応じていくという施設づくりになっておりますので、そういう面でひとつご理解をいただきたい。それからもう一つは、現在町内において身体障害者の施設づくりの、今計画が一つございます。身体につきましてはそれらの施設づくりによって、また別な面で供給体制が町としても考えていく必要があるというふうに考えております。ちょっと障害者の方だけになりますけれども、以上のようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題について再質問でございますけれども、その中で住民投票が一番いい方法じゃないかというご意見であったように思うわけでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、まず、議会にも特別委員会ができたわけでございます。そういう中で、任意協議会をつくることで、まず議会と執行部で合併について検討をしていくことが先決ではなかろうかと、こういうふうに考えております。そういう中でこれからのまたいろんな方法等についてもご意見があらうかと思いますが、現在はそのように考えております。区画整理事業が先か、福祉が先かと、こういうまあ、詰めてみればそういうことであらうかと思っておりますけれども、これは佐中議員がおっしゃることも、これ、わからんことはございませんけれども、やはり私は、海田町の発展、活性化、これによってまちづくりの中、また福祉に対する手当でもできていくと。こういうふうな理解をいたして、こうして区画整理事業を長らく皆さんにいろいろとご議論いただいておりますし、また、現に動きつつあるわけでございます。そういうことから、佐中議員さんとの、いずれもまあ町を思っていること、あるいは町民を思っていることということですが、一致しないところがあるわけでございます。私はやはり、海田町の将来を考えたとき、またその中で町民の幸せを考えたとき、基盤の整備、特に駅周辺の整備については優先してやるべきであると、このように考えておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）町長も、部長の答弁も、人口が3万の中で対象の人が少ないと。だから区画整理あるいは都市的、そういう経費の方に傾きを置いて事業を進めると。しかし、海田町で本当に光を当てないかん、日を当てないかん人は今泣いているんですよ。区画整理をやったらね、やったら泣く人もおるんですよ。そこの認識なんですよ、私が言うのは。財源がないと言うけどもね、71億も単独の町費を区画整理にぶち込もうとする。ないことはない。捻出すれば何ぼでも出るじゃないか。補助はたった15億なんよ。1人当たり25万もね、区画整理につぎ込む。私はこの認識がおかしいと思ってるんですよ。ここで私が今指摘したことをすべてやって、その上で区画整理をするのであればまだしも、泣いとる人が今おってね、右往左往しながら、隣の安芸区の方にお願ひできんだらうかという、せっぱ詰ったところまで、行政区を越えて行ってるんですよ。ここに問題があるんですよ。

町長が言う広域的にやるのであれば、広島市を除いて安芸郡の中、もちろん広島市も含めていいわけですが、そうしたエリアの中で、海田町も出資をしながら、一部事務組合であろうと別法人であろうとね、なぜそれをやらないのか。私はこの認識がおかしいと言ってるんですよ。今泣いている人を、それじゃどう救うんか。先ほどの答弁では隣の安芸区の利用の可能性を追求するという答弁でしたが、これ、現実には要望者があったらその施設を利用することが保証されるんですかどうですか。最後にお尋ねするんです。

また、合併問題。いろいろね、今、県が圧力をかけながら、国も圧力をかけて、本来の自治体の姿、地方分権だから地方の分権がしっかりしなければならないのに、逆にそれが押し込まれてね、議会と町長だけで合併問題を論議して決めようというのは広島県の方の今の方向ですよ。しかし、そうじゃなくて、海田町が住民投票条例をつくる。使うか使わんかは別問題としても、その姿勢が住民とのいろんな問題、あるいは広島県に与える影響も大きいし、また、町長の姿勢としてもそうなんですよ。だから、その問題についてどうするのか。町長提案で出すのか、どうかお尋ねをするわけです。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）安芸区のデイサービス施設の件でございますが、現在、安芸区のデイサービスの利用の形式としましては、まず、登録型といいますか、広島市在住の方を中心としたデイサービス施設の機能、それと、一応これは大きく言われてはいませんが、市民であろうが市外の方であろうが利用できる障害の方の公民館といいますか、というような、2種類に分かれております。現在既に安芸区の施設の方へお伺いしま

して、また、今月の二、三回ですね、障害者のお子さんと保護者、またヘルパーがですね、既に先方の方に行きまして、どのような形で利用が可能かということの研究をする準備をいたしております。一応、広島市の方としましては、そういう市民の方、在住の方しか利用できないところは、我慢していただくしかないんですが、そのほかの利用できる範囲については、介護者付きで利用していただいて結構だということとは聞いております。以上でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）佐中議員のお話は、福祉をとるのか区画整理をとるのか、二者択一、どっちかというふうなお話のようですけども、海田町はこの３月に第３次総合基本計画を策定しましたわけで、その中には６つの柱で住民の福祉を促進していくという形で、るる書いておるわけでございまして、その計画、１０年の計画が実現できるよう、今、財政運営を図る、そのためのいろんな面での財政、財源、負担金、補助金が取れるような、そういうような作業をやっておるところでございまして、基本的にはその３次総合計画に書いてある事業ができる、そういうような財政運営をしてまいりたいと考えておりますので、福祉についてもおっしゃいましたようなきめの細かいですね、そういった点でのサービスが織り込まれるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併の問題について、今、住民投票について、これを条例化する、提案する考えはないかと、こういうご質問であったと思いますがけれども、今の段階でそれをやろうという考えは現在のところありません。いずれにいたしましても、任意協議会が議会にもできたことでございますし、これからいろいろと勉強し議論をし、そういう中でどういう方法か、現在考えておるところは先ほど答弁をいたしましたとおりでございますけれども、また、そういう協議、勉強をしていきたいと思っております。現在のところ住民投票についての条例を提案するという考えはありません。以上でございます。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。明日も午前９時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでした。

午後４時３９分 延会